

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条)

平成 27 年 6 月



目次

1. 前経営強化計画の実績に関する総括	・・・1
(1) 経営環境	・・・1
(2) 決算の状況（概要、単体ベース）	・・・2
(3) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営改善目標」に対する実績	・・・4
(4) 地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標に対する実績	・・・6
2. 経営強化計画の実施期間	・・・9
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	・・・9
(1) コア業務純益（収益性を示す指標）	・・・9
(2) 業務粗利益経費率（業務の効率性を示す指標）	・・・10
4. 経営の改善の目標を達成するための方策	・・・11
(1) 現在の収益状況と改善すべき課題	・・・11
(2) 今後の経営戦略	・・・11
(3) 今後の経営戦略における取組み	・・・14
5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	・・・46
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	・・・46
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	・・・47
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	・・・52
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	・・・53
(5) 情報開示の充実のための方策	・・・54
6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・55
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	・・・55
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・55
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・57
7. 剰余金の処分の方針	・・・61
(1) 配当に対する方針	・・・61
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	・・・61
(3) 財源確保の方策	・・・61
8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・62
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	・・・62
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	・・・63
9. 協定銀行が現に保有する取得株式等にかかる事項	・・・64
10. 機能強化のための計画の前提条件	・・・65

1. 前経営強化計画の実績に関する総括

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に基づく第二次の「経営強化計画」（平成24年4月～平成27年3月）を策定し、国の資本参加による当行の財務基盤の一層の強化を背景に、これまで以上にきめ細かな金融仲介機能の発揮による地元中小規模事業者等の皆様のサポートに取り組み、顧客基盤の拡充と収益基盤の安定化を図ってまいりました。その結果、前経営強化計画の実績は以下の通りとなりました。

（1）経営環境

前経営強化計画策定時におきましては、前年平成23年3月に起きた東日本大震災の復興需要も出始め、回復に向けた動きが見られると予想するものの、なお解決しない欧州問題を背景に世界経済が混乱するなかで、日本経済が回復過程に入るにはなお時間を要するものとし、計画期間中の日経平均株価はやや保守的な水準となる8,000円程度の推移を予想しておりました。

金利につきましても景気が悪化し、財政出動にも制約がある中では、金融政策への期待が高く、計画期間中の政策誘導金利は0.1%程度が据え置かれると予想し、無担保コール翌日物、TIBOR 3M及び長期金利も策定時の実勢金利が継続するものと予想しておりました。

以上の予想に対し計画期間中におきましては、平成24年12月の政権交代によって、デフレ脱却に向けた取組みが本格化し、経済成長を図る「三本の矢」を掲げた経済政策を打ち出した以降において日経平均株価は急上昇するとともに、極度の円高も是正の方向へと進みました。また金利については、「三本の矢」の一つである大胆な金融緩和を受けた日本銀行による異次元の金融緩和実施により当初予想した水準を下回る推移となりました。

当行の営業管内につきましては、平成24年4月以降、企業の生産活動、雇用情勢及び景況感は上向きで推移しております。また、平成26年4月より実施された消費税増税により、個人消費、企業の景況感は一たび落ち込んだものの、その後持ち直しの動きが続いております。

ただし、地元企業の設備投資判断は減少見込みが続いており、資金需要も旺盛とは言えないなかで、宮崎県内における地域金融機関の競合の激化が加わったことで貸出金利回りは想定を大幅に超える低下傾向となり、預貸金収支は悪化しました。

【各種指標（表1）】

指標	24/3末 実績	25/3末			26/3末			27/3末		
		前提	実績	計画比	前提	実績	計画比	前提	実績	計画比
無担保コール翌日物(%)	0.076	0.090	0.058	△0.032	0.090	0.044	△0.046	0.090	0.015	△0.075
TIBOR 3M(%)	0.336	0.330	0.250	△0.080	0.330	0.211	△0.119	0.330	0.171	△0.159
新発10年国債利回(%)	0.985	0.830	0.560	△0.270	0.830	0.640	△0.190	0.830	0.400	△0.430
ドル/円レート	82.19	78.00	94.05	16.05	78.00	102.92	24.92	78.00	120.17	42.17
日経平均株価(円)	10,083	8,000	12,397	4,397	8,000	14,827	6,827	8,000	19,206	11,206

(2) 決算の状況（概要、単体ベース）

①資産・負債の状況

貸出金については、中小規模事業者等への積極的な資金供給に全行を挙げて取り組んだことなどから、計画期間を通して安定的に拡大し、計画終期の平成27年3月期においては、計画を4億93百万円上回る4,530億2百万円の残高となりました。有価証券につきましては、低水準の市場金利が継続する中で金利上昇リスクを勘案し、債券保有を控えた一方で、その他の証券を積み増しております。また、好調な株式相場を受けて株式時価額が増大したことにより計画を39億34百万円上回る1,148億42百万円の残高となりました。

一方、預金については、計画期間を通して個人・法人預金が堅調に推移したことを主因として、計画終期の平成27年3月期においては、計画を245億61百万円上回る5,917億36百万円の残高となりました。

【資産・負債の推移（表2）】（単位：百万円）

	24/3期	25/3期		26/3期		27/3期			
	実績	実績	24/3比	実績	25/3比	計画	実績	計画比	26/3比
資産	589,061	604,801	15,740	617,174	12,373	603,070	641,945	38,875	24,771
うち貸出金	424,948	439,361	14,413	447,564	8,203	452,509	453,002	493	5,438
うち有価証券	102,654	105,340	2,686	107,241	1,901	110,908	114,842	3,934	7,601
負債	562,338	571,885	9,547	581,331	9,446	574,361	599,768	25,407	18,437
うち預金	552,377	559,540	7,163	575,497	15,957	567,175	591,736	24,561	16,239
うち社債・借入金	3,210	2,007	△1,203	5	△2,002	10	2	△8	△3
純資産	26,723	32,915	6,192	35,842	2,927	28,709	42,177	13,468	6,335

②損益の状況（3期間累計）

貸出金残高は計画期間内において増加傾向で推移し、計画終期である平成27年3月期は計画を上回る水準を確保しましたが、貸出金利回りが計画した水準を下回ったため、貸出金利息は計画期間内の3期間累計では計画を15億49百万円下回りました。一方で有価証券利息配当金が3期間計画を12億40百万円上回ったほか、預金利息は市場金利の低下を受けて減少し、3期間計画を5億81百万円下回りました。この結果、資金利益は3期間累計計画を3億96百万円上回りました。

役員取引等利益は、本計画において注力した消費者ローンの残高増加に伴って支払保証料が3期間累計計画を4億88百万円上回ったことなどから、3期間累計計画を2億94百万円下回りました。

経費については、人件費が3期間累計計画を1億77百万円下回り、物件費も同計画を4億3百万円下回る結果となりました。

これらにより、コア業務純益の3期間累計実績は計画を6億3百万円上回る結果となりました。

一般貸倒引当金繰入を含む与信関係費用が3期間累計計画を5億40百万円上回る一方で、有価証券関係損益は債券・株式合計で同計画を8億54百万円上回りました。

この結果、経常利益の3期間累計実績は計画を13億68百万円上回り、当期純利益は計画を21億44百万円上回りました。

コア業務純益、経常利益、当期純利益は計画を上回る結果となりました。しながら計画を下回った貸出金利息の改善が当行の喫緊の課題であります。

【損益状況の推移（3期間累計）（表3）】（単体）（単位：百万円）

	25/3 期 実績	26/3 期 実績	27/3 期 実績	3 期間累計		
				累計実績	累計計画	計画比
業務粗利益 (コア業務粗利益)	10,665 (10,615)	10,535 (10,505)	10,564 (10,557)	31,764 (31,677)	31,664 (31,664)	100 (13)
資金利益	9,905	10,000	10,249	30,154	29,758	396
うち貸出金利息	9,253	8,842	8,759	26,855	28,404	△1,549
うち有価証券利息配当金	1,136	1,479	1,747	4,363	3,123	1,240
うち預金利息	466	312	304	1083	1664	△581
役員取引等利益	767	492	303	1,563	1,857	△294
その他業務利益	△8	42	11	45	48	△3
うち国債等債券損益	△30	29	6	6	—	6
経費（除く臨時処理分）	7,966	7,819	7,820	23,606	24,196	△590
うち人件費	4,450	4,424	4,356	13,230	13,407	△177
うち物件費	3,134	3,020	3,048	9,204	9,607	△403
一般貸倒引当金繰入額	△571	△310	21	△859	—	△859
業務純益 (コア業務純益)	3,269 (2,648)	3,025 (2,685)	2,721 (2,737)	9,017 (8,071)	7,468 (7,468)	1,549 (603)
臨時損益	△1,447	△993	211	△2,228	△2,048	△180
うち不良債権処理額	836	1,169	622	2,629	1,230	1,399
うち株式等関係損益	△574	146	777	348	△500	848
うち退職給付費用	118	82	42	243	318	△75
経常利益	1,822	2,032	2,933	6,788	5,420	1,368
特別利益（△は特別損失）	△1	1,598	△4	1,592	—	1,592
税引前当期純利益	1,820	3,631	2,929	8,381	5,420	2,961
税金費用	684	1,214	963	2,863	2,046	817
当期純利益	1,136	2,416	1,965	5,518	3,374	2,144

③不良債権の状況

平成 27 年 3 月末の金融再生法開示債権は、平成 24 年 3 月比で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権が減少しており、要管理債権が増加したものの、全体では同比 3 億 28 百万円減少し 144 億 96 百万円となりました。その結果、金融再生法開示債権比率も同比 0.28 ポイント低下して 3.19%となりました。

【金融再生法開示債権比率の状況（表4）】（単体）（単位：百万円、%）

	24年3月末 実績	25年3月末 実績	26年3月末 実績	27年3月末	
				実績	24/3月比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,741	5,551	6,009	5,353	△388
危険債権	7,671	8,142	6,219	5,553	△2,118
要管理債権	1,411	2,304	2,023	3,589	2,178
合計（A）	14,824	15,997	14,252	14,496	△328
正常債権	411,842	424,828	434,759	439,855	28,013
総与信（B）	426,666	440,825	449,012	454,352	27,686
金融再生法開示債権比率（A） / （B）	3.47	3.63	3.17	3.19	△0.28

④自己資本比率の状況

計画終期の平成27年3月期の自己資本比率は、当期純利益19億65百万円を計上したことを主因に、計画を0.26ポイント上回る9.26%となりました。

【単体自己資本比率の推移（表5）】（単位：％）

	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期			
				計画	実績	計画比	24/3期比
自己資本比率 (Tier1比率)	9.29 (7.69)	9.32 (7.80)	9.10	9.0%程度	9.26	0.26	△0.03

※平成22年3月31日に金融機能強化法に基づく130億円の資本増強を実施しております。

※平成26年3月期よりバーゼルⅢ基準により算定しており、Tier1の概念が無くなったためTier1比率は記載しておりません。

（3）経営強化計画の終期において達成されるべき「経営改善目標」に対する実績

①コア業務純益（収益性を示す指標）

平成27年3月期においては、経営強化計画に基づいた中小規模事業者等への資金供給を積極的に行ったことで、貸出金平均残高は計画を上回る水準を確保できたものの、市場金利の低下に加え営業エリアにおける他金融機関との競合激化により貸出金利回りが計画を0.18%下回ったことで、貸出金利息は計画を7億43百万円下回りました。一方、有価証券利息配当金は計画比7億18百万円増を確保できたほか、市場金利の低下に伴って預金利回りが計画を0.04%下回ったことから預金利息は計画を2億56百万円下回り、これらの結果、資金利益は計画を2億69百万円上回りました。

役務取引等利益は、預り資産販売手数料が計画比1億44百万円増加となったものの、注力した消費者ローンの残高増加によって支払保証料が計画比3億33百万円増加したため、計画比2億95百万円未達となりました。

経費については、人件費が適正人員の見直し等により計画を66百万円下回ったほか、節減に努めた物件費が計画を92百万円下回り、経費全体では計画を1億31百万円下回りました。

これらにより、コア業務純益は27億37百万円となり、計画の26億44百万円に対して93百万円の超過となりました。

【コア業務純益の改善額（表6）】（単位：百万円）

	24/3期 実績(始期)	25/3期			26/3期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	2,345	2,357	2,648	291	2,466	2,685	219

	27/3期			
	計画	実績	計画比	始期比
コア業務純益	2,644	2,737	93	392

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

【参考：損益状況の各期計画対比（表7）】（単体）（単位：百万円）

	25/3期		26/3期		27/3期	
	実績	計画比	実績	計画比	実績	計画比
業務粗利益	10,665	123	10,535	9	10,564	△31
（コア業務粗利益）	(10,615)	(153)	(10,505)	(△21)	(10,557)	(△38)
資金利益	9,905	24	10,000	104	10,249	269
役務取引等利益	767	122	492	△122	303	△295
その他業務利益	△8	△24	42	26	11	△5
経費（除く臨時処理分）	7,966	△219	7,819	△241	7,820	△131
うち人件費	4,450	△46	4,424	△65	4,356	△66
うち物件費	3,134	△155	3,020	△158	3,048	△92
一般貸倒引当金繰入額	△571	△571	△310	△310	21	21
業務純益	3,269	912	3,025	559	2,721	77
（コア業務純益）	(2,648)	(291)	(2,685)	(219)	(2,737)	(93)
臨時損益	△1,447	△819	△993	△283	211	921
うち不良債権処理額	836	826	1,169	559	622	12
うち株式等関係損益	△574	△74	146	146	777	777
うち退職給付費用	118	0	82	△18	42	△58
経常利益	1,822	93	2,032	276	2,933	999
特別損益（△は特別損失）	△1	△1	1,598	1,598	△4	△4
税引前当期純利益	1,820	91	3,631	1,875	2,929	995
税金費用	684	32	1,214	551	963	233
当期純利益	1,136	60	2,416	1,323	1,965	761

②業務粗利益経費率（業務の効率性を示す指標）

平成27年3月期における機械化関連費用を除く経費は、前年度に引き続き人件費を圧縮したほか、物件費の抑制により計画を1億58百万円下回る65億57百万円となりました。

業務粗利益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益が計画超過となったものの、貸出金利息が計画を下回ったことや、消費者ローン残高拡大による支払保証料増加に伴って役務取引等費用が増加したため、計画を31百万円下回る105億64百万円となりました。

以上のことから、平成27年3月期の業務粗利益経費率は62.06%となり、計画より1.31ポイント改善しました。

【業務粗利益経費率の計画・実績（表8）】（単位：百万円、%）

	24/3期 実績	25/3期		
		計画	実績	計画比
経費（機械化関連費用除く）	6,961	6,904	6,645	△259
業務粗利益	10,973	10,542	10,665	123
業務粗利益経費率	63.43	65.49	62.30	△3.19

【業務粗利益経費率の計画・実績（表8 続き）】（単位：百万円、％）

	26/3期			27/3期			
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	始期比
経費（機械化関連費用除く）	6,815	6,634	△181	6,715	6,557	△158	△404
業務粗利益	10,526	10,535	9	10,595	10,564	△31	△409
業務粗利益経費率	64.74	62.97	△1.77	63.37	62.06	△1.31	△1.37

※業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

※機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

（４）地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標に対する実績

①中小規模の事業者に対する信用供与の残高及び総資産に占める割合

中小規模事業者等向け信用供与の残高については、営業店によるお取引先へのリレーション活動や事業先専担者による新規開拓活動を強化したほか、成長分野の資金ニーズ発掘に努めた結果、計画期間を通して計画を上回りました。

一方で、預金残高の拡大や株式相場の上昇に伴うその他有価証券評価差額金の大幅な改善によって総資産残高が計画を上回ったことから、総資産に対する割合は計画期間を通して計画を下回りました。

また、中小規模事業者等向け貸出先数は平成27年3月末で8,607先と、計画始期（平成24年3月末）比で大きく増加し、事業性融資基盤は着実に拡大しております。今後も、地域における円滑な資金供給に取り組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表9）】（単位：億円、％）

	24/3期	25/3期			26/3期		
	実績	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
中小規模事業者等向け貸出残高	2,164	2,179	2,196	17	2,199	2,236	37
総資産末残	5,890	5,922	6,048	126	5,965	6,171	206
総資産に対する比率	36.74	36.79	36.30	△0.49	36.86	36.23	△0.63

	27/3期			
	計画	実績	計画比	始期比
中小規模事業者等向け貸出残高	2,219	2,243	24	79
総資産末残	6,030	6,419	389	529
総資産に対する比率	36.79	34.94	△1.85	△1.80

※中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有するSPC向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

（参考）

【中小規模事業者等向け貸出先数（表10）】（単位：先）

	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期			
	実績	実績	実績	計画	実績	計画比	始期比
中小規模事業者等向け貸出先数	6,731	7,307	7,877	7,331	8,607	1,276	1,876

②取引先総数に占める経営改善支援等の取組先数の割合

経営改善支援等の取組みについては、経営革新等支援機関として「ものづくり補助金」等の助成制度や農商工連携、6次産業化事業に関する提案活動を強化したほか、ビジネスマッチング支援や商談会開催、インターネット・カタログ販売への県産品紹介等による販路拡大支援、各種セミナー開催等を通じた情報提供を継続しました。また、宮崎県中小企業再生支援協議会や宮崎県経営改善支援センター等と連携したお取引先の事業再生支援や、ABL（動産・売掛金担保融資）及び担保・保証不要の小規模事業者ローンの提案にも積極的に取り組み、これらの結果、経営改善支援取組率は計画期間を通して計画を上回りました。

今後は、平成27年4月の本部機構改正において設置した営業統括部「地域産業支援室」を中心に、コンサルティング機能の発揮による地域・中小企業者の抱える悩み・課題等の解決支援を強化し、地域産業活性化に寄与する「地方創生」推進に積極的に取り組んでまいります。

【経営改善の取組み（表11）】（単位：先、％）

	24/3期	24/9期		25/3期		25/9期	
	実績（始期）	実績	計画比	実績	計画比	実績	計画比
創業・新事業開拓支援	50	52	△23	77	△14	122	11
経営相談・早期事業再生支援	159	367	13	369	△43	699	238
事業承継支援	10	10	△1	34	23	19	8
担保・保証に過度に依存しない融資	764	599	39	710	199	376	△86
経営改善支援取組先数合計(a)	983	1,028	28	1,190	165	1,216	171
取引先数(b)	6,801	7,043	138	7,379	374	7,613	508
経営改善支援取組率(a/b)	14.45	14.59	0.11	16.12	5.06	15.97	6.67

	26/3期		26/9期		27/3期			
	実績	計画比	実績	計画比	計画	実績	計画比	始期比
創業・新事業開拓支援	155	29	106	△37	168	109	△59	59
経営相談・早期事業再生支援	836	324	888	320	613	720	107	561
事業承継支援	17	1	20	4	16	18	2	8
担保・保証に過度に依存しない融資	604	191	598	236	313	460	147	△304
経営改善支援取組先数合計(a)	1,612	545	1,612	523	1,110	1,307	197	324
取引先数(b)	7,955	750	8,312	1,007	7,401	8,679	1,278	1,878
経営改善支援取組率(a/b)	20.26	9.42	19.39	12.11	14.99	15.05	0.06	0.60

※「経営改善支援取組先」とは、次の4項目への取組先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- (1) 政府関係金融機関と協調して投融資を行った先
- (2) 創業支援融資商品等による融資を行った取引先として、宮崎県制度融資等の創業貸付及び宮崎県信用保証協会の新規事業関連保証等による貸付、中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ貸出を行った先
- (3) 技術・研究開発ニーズを持つ取引先で、宮崎大学等に共同研究の申込や技術相談等の取次ぎを行った先
- (4) 関連会社（株式会社宮崎太陽キャピタル）のコンサルティング機能を活用して創業・新事業開拓支援を行った先
- (5) 当行の業務提携先との連携により、ISOやプライバシーマーク等の取得支援を行った先
- (6) （公益）宮崎県産業振興機構等との連携により販売力強化の相談対応を行った先
- (7) （公益）宮崎県産業振興機構や中小企業基盤整備機構等への公的助成金制度活用申請の支援を行っ

た先

- (8) 日本政策金融公庫等との連携により6次産業化（農商工連携）の支援を行った先
- (9) 他の金融機関や貿易機関等を通じて海外進出支援や輸出入取引に関する支援を行った先
- (10) 営業店から「創業・新事業支援」や「経営相談等」の情報を収集し、公的機関や商工三団体等と連携し支援した先

2. 経営相談・早期事業再生支援先

- (1) 融資部企業支援グループが選定した経営改善支援対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して財務管理手法等の改善、経費削減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った先
- (2) 融資部企業支援グループが選定した経営改善支援対象先で、必要な専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士等）及び関連会社（株式会社宮崎太陽キャピタル）等を紹介して経営改善の取組みを行った先
- (3) ビジネスマッチングの取組みを成立させた先
- (4) 公的機関や地元経済団体と連携し、商談会やセミナー、その他情報提供を行い、経営支援を行った先
- (5) 第二地方銀行協会や全国銀行協会を通じ、全国のマッチング情報交換を企業に提供し支援を行った先
- (6) 「47CLUB」など地元機関が運営する販路拡大の仕組みを活用し、当行取引先へ紹介を行い支援した先
- (7) 当行の人材を派遣して再建計画策定その他の支援を行った先
- (8) プリパッケージ型事業再生または私的整理手続等で関与した先
- (9) 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドを活用した先
- (10) DDS、DES、DIPファイナンス等を活用した先
- (11) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先
- (12) 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した先

3. 事業承継支援先

- (1) 事業承継ニーズを持つ取引先に対して、必要な専門家（税理士、弁護士、コンサルタント等）を紹介し、共同で問題解決支援を行った先
- (2) 提携しているM&A専門会社と協力し、M&Aの取組みを成立させた先

4. 担保又は保証に過度に依存しない融資促進先

- (1) シンジケート・ローン、コミットメントライン、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品や担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先
- (2) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与を行った先
- (3) ABL手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
- (4) 診療報酬、オートローン債権等債権流動化の取組みを行った先

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化法第12条第1項の規定に基づき、平成27年4月（計画の始期）より平成30年3月（計画の終期）までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営強化計画における経営改善の目標を以下のとおりとし、その達成へ向けて取り組んでまいります。

(1) コア業務純益（収益性を示す指標）

【コア業務純益の改善額（表12）】（単位：百万円）

	27/3期 実績	27/9期 計画	28/3期 計画	28/9期 計画	29/3期 計画	29/9期 計画	30/3期 計画	改善額
コア業務純益	2,737	1,202	2,234	1,086	2,312	1,452	2,963	226

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

前計画期間において、貸出金利回りは市場金利の低下や金融機関間の競合の激化等から低下傾向が続いております。

本計画期間中においても、日本銀行の大規模な金融緩和が継続するとの見方から市場金利は低水準での推移を前提としており、また他金融機関との競合の影響も継続するものと予想していることから、貸出金利回りは計画最終年度である平成30年3月期までに平成27年3月期の1.99%から1.85%まで低下すると予想しております。

このような厳しい収益環境下においても確固たる収益確保体制を構築するために、本計画では、「みやぎきたいよう地方創生ファンド（融資枠200億円）」を活用した中小規模事業者等向けへの資金供給を強力に行っていくことや地元消費者に対する健全な消費資金を積極的に提供していくことで、収益の柱である貸出収益を確保することとしています。

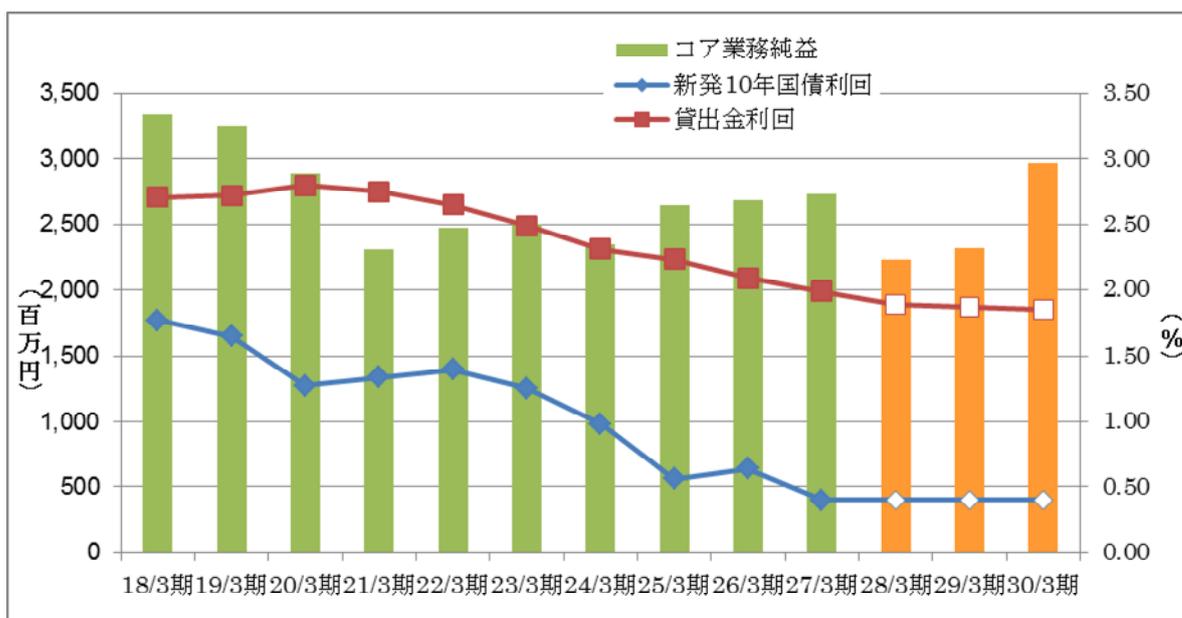
また、お客様への適切な資産運用提案強化による預り資産の販売額増加や事業者に対するビジネスマッチング業務体制充実による手数料収入等の増加を目指します。

一方、店舗の修繕やATMの入替えなど、銀行業務を運営するうえで必要最小限の設備投資を計画しており、相応の経費支出はあるものの、これらの投資は顧客利便性の確保を伴うもので将来的な集客力向上、ひいては収益力の向上に資するものであります。

このように、収益力向上のための施策を進めてまいります。貸出金利回りの著しい低下を受けて、計画期間中のコア業務純益は一定期間計画始期を下回るものの、計画最終年度である平成30年3月期には貸出金利回り低下の落ち着きもあり、コア業務純益29億63百万円を確保し、計画始期を2億26百万円増加させる計画としております。

【市場金利、貸出金利回り及びコア業務純益（単体）の推移（表13）】（単位：％、百万円）

	実績											計画		
	18/3期	19/3期	20/3期	21/3期	22/3期	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期	28/3期	29/3期	30/3期	
新発10年国債利回	1.77	1.65	1.28	1.34	1.40	1.26	0.99	0.56	0.64	0.40	0.40	0.40	0.40	
貸出金利回	2.71	2.72	2.80	2.75	2.65	2.49	2.31	2.23	2.09	1.99	1.89	1.87	1.85	
コア業務純益	3,335	3,249	2,894	2,305	2,470	2,501	2,345	2,648	2,685	2,737	2,234	2,312	2,963	



(2) 業務粗利益経費率（業務の効率性を示す指標）

【業務粗利益経費率の改善幅（表14）】（単位：百万円、％）

	27/3期 実績	27/9期 計画	28/3期 計画	28/9期 計画	29/3期 計画	29/9期 計画	30/3期 計画	改善額
経費（機械化関連費用除く）	6,557	3,314	6,551	3,296	6,496	3,249	6,392	△165
業務粗利益	10,564	5,106	9,977	4,968	9,990	5,281	10,526	△38
業務粗利益経費率	62.06	64.90	65.66	66.34	65.02	61.52	60.72	△1.34

※業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

※機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

業務粗利益経費率は、本計画期間中の平成27年9月期から平成29年3月期においては計画始期の水準を上回るものの、収益力の強化及び経費削減により平成29年9月期以降は計画始期の水準を下回る計画としております。

4. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 現在の収益状況と改善すべき課題

【損益状況の実績（単体、過去10年間）（表15）】（単位：百万円、％）

	18/3期	19/3期	20/3期	21/3期	22/3期	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期
コア業務粗利益	12,175	12,015	11,780	11,128	10,954	10,797	10,628	10,695	10,505	10,557
うち資金利益	11,336	11,149	11,022	10,529	10,261	10,187	9,949	9,905	10,000	10,249
うち貸出金利息	10,130	10,259	10,793	10,683	10,349	9,894	9,441	9,253	8,842	8,759
貸出金平残	372,556	376,895	384,406	388,165	390,099	396,306	408,232	413,983	423,065	439,373
貸出金利回	2.71	2.72	2.80	2.75	2.65	2.49	2.31	2.23	2.09	1.99
うち預金利息	318	694	1,558	1,631	1,206	808	659	466	312	304
預金平残	500,107	505,004	517,489	524,219	524,479	532,154	545,844	547,238	553,144	573,137
預金利回	0.06	0.14	0.30	0.31	0.23	0.15	0.12	0.08	0.05	0.05
うち役員取引等利益	822	845	749	599	681	578	661	767	492	303
経費	8,840	8,766	8,886	8,822	8,483	8,296	8,283	7,966	7,819	7,820
うち人件費	4,670	4,657	4,752	4,807	4,657	4,537	4,497	4,450	4,424	4,356
うち物件費	3,699	3,656	3,675	3,600	3,406	3,352	3,385	3,134	3,020	3,048
コア業務純益	3,335	3,249	2,894	2,305	2,470	2,501	2,345	2,648	2,685	2,737
与信関係費用（△）	2,208	1,167	2,648	6,354	5,648	1,315	△442	265	859	644
株式等関係損益	1,934	508	1,337	△832	△2,687	100	△444	△574	146	777
経常利益（△は経常損失）	2,893	2,557	1,500	△5,229	△7,000	1,486	2,574	1,822	2,032	2,933
当期純利益（△は当期純損失）	1,233	1,065	334	△4,165	△8,329	1,086	1,644	1,136	2,416	1,965

当行における過去10年間の収益の推移をみると、コア業務粗利益は、預貸金利鞘の縮小に連動して減少傾向が継続しており、平成26年3月期には過去10年で最低水準となりました。平成27年3月期は前年同期比で増加となったものの、その要因は有価証券利息配当金の収益増によるものであり、貸出金利息については依然減少傾向にあります。貸出金平均残高については10年間で17%、平均で年間約2%程度の伸びとなっていますが、貸出金利回りについては、同期間で0.72ポイント低下しており、利回り低下に伴う利息減少を残高拡大に伴う利息増加でカバーできなかった結果、貸出金利息の減少が続いている状況です。

一方、経費については、人員の自然減や適正人員の再配置により人件費が減少しており、また物件費についても本店ビル建設によって増加した時期もありましたが、その後の経費節減等により比較的低い水準まで減少しております。この結果、平成27年3月期の経費は過去10年間で最低水準となっております。

このように、経費の効率化、適正化により経費圧縮を進めてきましたが、中核的収益源である貸出金利息収入については、ボリューム獲得のみの競合から脱却し、顧客とのリレーション強化による安定的収益力確保を図ることが当行の喫緊の課題と認識しております。

(2) 今後の経営戦略

当行は、前経営強化計画を「新たなステージへの成長戦略」と位置づけ、一層の効率経営と財務体質の強化、地域の成長戦略やお客様の課題・ニーズに適切に応えていく枠組みの整備、地域密着のリレーション活動を通じて地域とともに発

展することを旨して各施策と計数計画の達成に取り組んだ結果、個々の施策の実行は順調に進展し、主要計数も計画達成となりました。

しかしながら、市場金利の低下や一層の競合激化の影響を受けて当行のコア収益^{※1}は計画を下回り、減少基調から脱却できていない結果となったことから、当行が持続的に成長するための最大の課題は「中小企業向け貸出^{※2}による収益拡大」であることを改めて認識するとともに、当行が将来に向けて地域に貢献し続けるために従来の体制や行動を見直して組織的な収益力強化を図る必要があると考えております。

これらを踏まえ、本経営強化計画では、当行の営業エリアの経済規模が人口減少や高齢化の進展等によって縮小期に転換する時代において、当行がお客様から選ばれ続け、そして、地域経済を支える役割を果たすため、中核である中小企業向け貸出業務を一層強化しつつ、徹底したお客様起点の営業展開と、新しいビジネスモデルの行内外への浸透に取り組んでまいります。

同時に、堅固な経営基盤確立のための構造改革にも着手することで、当行の「成長のコア（＝収益の多様化）」の再構築を進めながら、持続的な成長を目指すことといたします。

※1 有価証券運用益等を除いた実質的な業務収益

※2 中小規模事業者等向け、個人向け、その他地方公社等向けの貸出合計

【経営強化計画における基本方針、重点施策】

基本方針	重点施策
地域産業活性化への貢献	A. 創業・成長産業の後押しによる地域活性化
	B. 売上改善ビジネスモデルの構築・浸透
	C. 地方創生マネーの供給等による事業性融資拡大
	D. 事業性評価に基づく融資推進
	E. 事業再生・事業承継支援への積極的な取り組み
リテール営業の強化	A. 個人向け融資の拡大
	B. 資産運用サポートの一層の強化
	C. 高齢者向けサービスの充実
	D. お客様サポート態勢の充実による利便性向上
持続的成長に向けた態勢強化	A. 経営資源の傾斜配分
	B. 営業生産性の向上のための業務プロセス改革
	C. 経費の一層の削減
	D. 管理会計による収益性向上
	E. 人財の育成及び活性化、人財育成を重視する組織づくり
	F. 店舗配置・営業体制の見直し
	G. S B K及び加盟行との連携強化
責任ある経営体制の確立	A. 業務執行に関する監査又は監督体制の強化
	B. リスク管理・自己資本管理態勢の強化
	C. 法令等遵守態勢の強化
	D. P D C A管理態勢の強化
	E. 情報開示の充実

①基本方針

1. 地域産業活性化への貢献

当行の主な営業基盤である宮崎県では、フードビジネス・医療等の成長産業育成や交通ネットワーク進展等の新たな動きが見られる一方で、少子高齢化や人口減少の進行に歯止めがかからない状況が続いており、今後、さらなる地域活力の低下等が懸念されています。

このような状況下において、当行は、地域経済の活性化に貢献するため、中小規模事業者等の皆様への積極的な資金供給に努めると同時に、様々な外部機関との連携を強化しながら地元企業の多様なニーズへの対応を図るコンサルティング機能の発揮に取り組んでまいりましたが、今後、地域経済が縮小期に転換する時代においては、当行が地域の雇用拡大に主体的に貢献し、地域経済を支え続けていくことが必要であると判断しております。

本計画では、当行が保有する地域情報やネットワークを活用して地域の創業・成長産業を後押しする取組みを強化するほか、地域の中小規模事業者等への成長資金供給や売上改善ビジネスモデルの展開等を通じた地域密着型金融を組織的に推進してまいります。

2. リテール営業の強化

前計画では、健全な消費者金融市場の形成やお客様の豊かな将来設計に向けた取組みとして、消費者ローンや預り資産提案、年金相談等の資産形成サポート営業を展開した結果、残高や販売額等は順調に拡大し、当行の安定的な収益確保に貢献しております。

本計画では、営業体制や販売チャネルを整備しながらこれらの取組みを継続的に強化するとともに、お客様一人ひとりのライフステージに沿った商品・サービスを最適なタイミングで提供するため、お客様目線で取扱商品・サービスの充実を図るとともに、店舗設備や行員の接客スキル等の品質改善に取り組み、お客様満足度の向上を目指してまいります。

3. 持続的成長に向けた態勢強化

前計画では、激変する金融環境の下でもコンサルティング機能を十分に発揮し続けるため、業務効率化や経費削減等によるローコスト態勢の構築を図りながら経営資源の効果的・効率的配分を進め、営業人員の拡大や行員一人ひとりの「人財力」向上に取り組んでまいりましたが、お客様とのリレーションを一層強化し、多様化・高度化するお客様ニーズにきめ細かくお応えする態勢を構築する必要があると判断しております。

また、営業エリアの経済規模が縮小期に転換する時代において、当行が堅固な財務基盤を背景として持続的に成長しながら地域活性化に貢献し続けるためには、地域の将来推計を勘案した上で長期的視点に立って業務運営態勢の整備に取り組むことが重要であります。

これらの観点から、本計画では、経費削減やローコスト態勢を一層推進しつつ、地域産業活性化への貢献と企業の課題解決に対応する組織機能の向上や、行員の営業生産性及び能力・意欲の向上に取り組んでまいります。また、当行

内外の状況についても将来推計を含めた分析を行い、店舗・営業体制の見直しや経営資源の傾斜配分を進めてまいります。

4. 責任ある経営体制の確立

当行はこれまで、地域金融機関としてその存在基盤を確立し、経営の効率性と健全性の維持・向上を図るため、適切なガバナンスが行われる組織及び企業風土構築に努めるとともに、お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な情報開示の提供に取り組んでまいりました。また、より堅牢で信頼性の高い組織をつくり、財務基盤の安定と強化を目指すため、コンプライアンス態勢やリスク管理態勢を強化し、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行に努めてまいりました。

本計画においても、これらの取組みに関する継続的な見直しや改善を行う「責任ある経営体制の確立」に取り組んでまいります。

(3) 今後の経営戦略における取組み

① 地域産業活性化への貢献

－徹底した経営者様起点の営業展開の実践－

前計画では、お取引先企業の経営者様が抱える様々な経営課題にお応えするためには組織横断的な取組みを実践することが有効であるとの判断から、本部各部の実務者で構成する「地域産業活性化推進委員会」を設置し、外部機関や専門家との連携も含めた種々の解決策を揃えて対応してまいりました。

しかしながら、当委員会における取組みについて、結果としてお取引先企業の経営課題に時間を要するという課題が生じたほか、経営支援の取組み一つ一つが支店長をはじめとする個々の行員が持つコンサルティング技能や外部機関・専門家とのネットワークに支えられていた面もあったことから、当行全体が組織としての対応力を高め、よりスピーディーに、精度の高い解決策を幅広く提供する仕組みづくりが必要となっていました。

そこで、本計画では、まず専門部署となる営業統括部地域産業支援室の設置と専担者の配置によって、本部と営業店が一体となり、経営者様のお悩みを解決するための体制を整備して運用を強化することとしております。

さらに、個々の行員が経営者様の経営上のお悩みを自らの課題として位置づけ、経営者様と力を合わせて課題解決に取り組み、解決の過程あるいはその周辺で生まれる資金ニーズを確実に捉え、迅速に資金提供させていただく経営者様起点の活動を組織的に展開することで、中小規模事業者等向け貸出残高の増強を図っていく方針です。

経営者様の「真のお悩み」聴き取り活動の強化

すでに展開中である事業性融資先の全先訪問をさらに徹底し、経営者様との面談機会を一層増やすとともに、事業拡大あるいは経営改善等に関するお悩みごとを丹念に聴き出すことで、経営者様のお悩みを当行が組織的に解決すべき課題として共有する活動を強化してまいります。



A. 創業・成長産業の後押しによる地域活性化

前計画では、地元経済団体や他金融機関等と連携して様々な業種のお取引先の経営支援を強化するとともに、コンサルティング機能の充実を図る地域密着型金融推進の本格展開を図ってまいりました。

本計画では、当行の地域密着型金融推進の効果を地域活性化に繋げることを組織一体となって目指すため、平成27年4月に営業統括部「地域産業支援室」を設置し、同室内に以下の業務を担う2グループを新設しました。

① 事業支援・お悩み解決グループ

- ・営業店によるリレーション活動等を通じて収集したお取引先の真のお悩み・課題等をワンストップで集約し、それらの仕分けを行いながら、地公体や外部支援機関、当行関係部署及び営業店と連携して課題解決策を立案します。

② 地方創生推進グループ

- ・事業支援・お悩み解決グループが立案した課題解決策を営業店と連携してお取引先に提案し、お取引先との対話のもとで課題解決支援を行いながら、支援の過程で派生する資金ニーズにお応えします。

(a) 人口減少に伴う収益力低下に歯止めをかけるための経営支援

創業支援や経営革新等の支援については、これまで経営革新等支援機関として補助金申請のサポートや助言を行ってまいりました。本計画では、商工会議所や宮崎県中小企業団体中央会等と連携し、「創業・第二創業補助金」「ものづくり・商業・サービス革新事業」等の補助事業活用をさらに支援し、当行関連会社（株）宮崎太陽キャピタルが平成26年5月に設立した「みやざき未来応援ファンド（投資枠6億円）」や、当行が平成27年4月に組成した「みやざきたいよう地方創生ファンド（融資枠200億円）」を活用した資金調達支援を行ってまいります。

また、宮崎県と平成27年3月30日に連携協定を締結した「フードビジネス経営力強化事業（コンサルティングプログラム）」を活用し、事業対象企業の雇用確保及び雇用条件改善を目的とした経営支援等を行いながら、地域における将来の中核企業としての成長支援に取り組んでまいります。

このほか、宮崎県産業振興機構や中小企業基盤整備機構、商工三団体との連携した経営支援を引き続き強化するとともに、社会保険労務士や弁理士、税理士、経営コンサルティング会社等の専門家のサポートを得ながら経営支援に関するセミナー等を積極的に開催してまいります。

(b) 外部機関との連携による経営支援

本計画では、行内外との連携を円滑にしてお取引先が抱える様々な経営課題解決に取り組みます。

このため、前計画において継続的に取り組んできた地公体や外部支援機関との連携窓口を「地域産業支援室」に統一し、地域産業活性化推進委員会の事務局を同室が担うことで組織横断による経営支援をスピーディーに進

めてまいります。

さらに、今回の態勢整備を通じて、国や地公体、外部支援機関による産学官金連携を一層強化し、公的支援事業・助成制度のさらなる活用支援のほか専門的な経営課題解決支援を強化してまいります。

[1] 国や地公体、各支援機関、教育機関、商工三団体、専門家等産学官金連携を通じた経営支援強化

前計画では、宮崎県内の中小企業の経営支援と地元経済活性化を目的に、宮崎県商工会議所連合会と連携協定を締結したほか、宮崎県食品産業協議会の賛助会員加入等に取り組んでまいりました。

本計画では、地方創生を目指した取組みとして、商工三団体や宮崎県産業振興機構と包括連携協定を締結するほか、宮崎広域連携推進協議会に加盟して、各外部支援機関と連携して地元中小企業の支援を強化いたします。

また、宮崎県の基幹産業である農・畜産業については、地域産業支援室に農業専担者を1名増員して日本政策金融公庫との連携による農・畜産業向けの提案活動を強化し、農業信用基金協会保証付融資の推進にも取り組みます。さらに、農地活用に関する情報収集として宮崎県農業振興公社、各種相談に関するコーディネーターとの連携支援として宮崎県産業振興機構、農畜産物の海外販路拡大支援として日本貿易振興機構（JETRO）、ITを活用した農畜産物生産管理等支援としてIT企業等と連携し、宮崎県、さらには九州における農業（川上）、食品加工業・資材製造販売業（川中）、流通・関連産業（川下）まで含めた商流に係る産業群（クラスター）の活性化及び拡大に貢献し、各関連産業の生産性向上と資金需要の創造に繋げる活動に取り組みます。

このほか、宮崎大学との包括連携に基づいた具体的取組みの一つである「宮崎大学認定連携協力コーディネーター制度」については、コーディネーターの認定を受ける行員数拡大に取り組み、お取引先からのより多くの相談事案を同大学や支援機関に橋渡しする活動を強化いたします。

[2] (株) 宮崎太陽キャピタルのコンサルティング機能の活用強化

本計画では、当行関連会社である(株)宮崎太陽キャピタルのコンサルティング機能を引き続き活用することとしており、お取引先の技術相談・経営相談ニーズを公的機関・専門家へ取り次ぐ産学官連携や、公的機関の各支援事業及び助成制度活用に関する提案活動等に取り組む方針です。

また、同社が平成26年5月に設立した「みやざき未来応援ファンド（投資枠6億円）」を活用して成長投資等を拡大するほか、「ふるさと投資」による地域資源を活用した事業創出の取組みとしてクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資の活用支援やIPO支援等を行ってまいります。なお、当行は「ふるさと投資」に関する豊富なノウハウを持つ専門会社と平成27年5月に業務提携を行っております。

(c) 海外取引・海外進出ニーズへの対応

海外取引・海外進出ニーズへの対応については、外部支援機関と連携してお取引先の貿易等に関する個別相談に応じているほか、外国送金の取引拡大にも取り組んでおります。

本計画では、中小企業基盤整備機構の「F/S支援事業」や日本貿易振興機構（JETRO）の「輸出有望案件発掘事業」等の支援事業について、海外展開を目指す企業への活用支援に取り組むほか、大手銀行等と連携して海外拠点情報の提供や貿易実務に関する支援を行います。また、外部支援機関と関係強化を図ってより多くの海外進出ニーズに対応するため、商工三団体等との連携にも取り組んでまいります。

(d) 融資戦略商品の取組み

本計画では、信用供与手法の多様化を目的として平成25年9月に開始したABL（動産・売掛金担保融資）の積極活用と動産・売掛金担保の一般担保化に向けた取組みを引き続き行ってまいります。また、既存の流動資産担保融資商品等の活用を強化するほか、知的財産担保融資や環境配慮型融資利子補給金交付事業等の取扱いを検討してまいります。

B. 売上改善ビジネスモデルの構築・浸透

本計画では、お取引先の売上改善支援による改善成果に対して成功報酬をいただく売上改善ビジネスモデルを構築するほか、ビジネスマッチング（BtoB）紹介による売上改善支援を行い、地域経済への貢献度合いを検証する仕組みづくりに着手いたします。

(a) 3行合同地域再生支援委員会等を通じた販路拡大支援

前計画では、販路拡大支援として大手百貨店のカタログ通販、第二地方銀行協会情報交換制度「B-NET」、全国地方新聞社が運営する「47CLUB」等の紹介・申込支援や個別商談支援等を行ってまいりました。

本計画では、これらの販路拡大支援を行いながら、豊和銀行・南日本銀行と設立した「3行合同地域再生支援委員会」における協議を経て平成26年12月に契約した3行間の「ビジネスマッチング契約」を活用した販路拡大支援として、販路拡大を目指す各行のお取引先と大手企業のマッチングの機会をコンサルタント会社や専門家等のサポートを受けながら提供する支援等を行ってまいります。

また、宮崎・延岡・都城商工会議所と「業務提携・協力に関する包括連携協定」を締結し、販路拡大・海外進出支援や新規創業・事業引継支援等を強化いたします。

(b) ビジネスマッチングシステムを活用した情報の一元管理

当行は、平成27年4月に融資・営業支援システムを利用したビジネスマッチングシステムを稼働させ、ビジネスマッチング情報を本部・営業店が共有し販路拡大でお悩みのお取引先に有効な提案を行う活動を開始しました。

当システム稼働と具体的活動によって、全 52 カ店のお取引先について、これまで面識のなかったお取引先間のビジネスマッチング支援を容易に行えるようになることから、今後は、より多くのお取引先の販路拡大に貢献する取組みに成長させることを目指してまいります。

今後は、当システムの情報共有機能を活用して、事業承継やM&Aなどのお取引先の経営課題情報の有効活用を検討してまいります。

(c) ビジネスマッチングに関する手数料収入の増加

当行は、平成 26 年度においてお取引先 1,125 先にビジネスマッチング支援を行っており、このうち上位先は建設業（17.2%）、個人事業者（13.2%）、小売業（11.6%）となっています。また、成約金額は約 30 億円に至っており、ご紹介した商品の種類や事業規模で大きく異なるものの、環境・エネルギー関連事業へ進出される多くのお取引先に紹介支援を行った太陽光発電設備のビジネスマッチングが多くを占めています。

本計画では、太陽光発電設備の紹介支援数は減少を見込んでおりますが、ビジネスマッチング支援が多い傾向にある上記業種のほか、医療・福祉、フードビジネス関連事業等の成長分野についても支援を強化いたします。

また、ビジネスマッチングシステムを活用して、お取引先との両社間合意・契約のもとで当行が販路拡大等の売上改善を行った成果に対して成功報酬をいただく新しいビジネスモデルについて、関係法令への対応を含めて検討した上で、お取引先とともに「稼ぐ力」を高める枠組みを構築いたします。

そして、当行の売上改善支援活動の地域経済への貢献度合いを検証する仕組みづくりにも着手いたします。

このほか、警備会社やリース会社、ホームページ制作会社、インターネット通販会社、空調機器販売会社、コインランドリー運営会社など、県内外 19 社と締結しているビジネスマッチング契約については、各契約会社へのお客紹介を通じて紹介手数料を得ておりますが、本計画では、新規契約締結先の開拓を行い、紹介手数料の増加を図ってまいります。

(d) 経営セミナーの実施、情報提供の強化

当行は、経営コンサルティング会社や外部支援機関等と連携し、各種の経営支援セミナー・研修等を実施しております。

本計画では、お取引先の経営力強化を支援し、地域活性化を図るため、お取引先従業員向けの「企業人材育成支援セミナー」を経営者や管理・監督者など階層別で実施するほか、平成 27 年度に包括連携協定を締結した宮崎県産業振興機構や各商工会議所等と連携して、各種セミナー等を開催してまいります。

また、当行のお取引先会員組織「太陽ビジネスクラブ」会員向けに、平成 27 年 4 月よりサービスを開始した「インターネットセミナー」の利用促進や、提携している経営情報提供会社を活用したお取引先の経営課題解決の一助となる専門レポート提供活動に、積極的に取り組んでまいります。

C. 地方創生マネーの供給等による事業性融資拡大

前計画では、より多くのお取引先の資金ニーズにスピーディーにお応えすると同時に、行員の提案意識の活性化を図る小口融資拡大を強化したほか、新規事業先開拓活動に継続的に取り組んでまいりました。その結果、貸出残高及びお取引先数ともに増加し、特に太陽光発電事業や介護福祉事業等の成長分野への資金対応は著しい伸びとなりました。

本計画では、他金融機関との激しい競合下においても、お取引先が抱える経営課題の解決支援活動を強化いたします。そして、その過程等において発生する資金ニーズを把握し、事業性評価を活用して地方創生に資する新規融資拡大を図ってまいります。

(a) 中小規模事業者等向け貸出の拡大

[1] リレーション強化を通じた取組み

本計画では、お取引先とのリレーションの中で潜在的ニーズを掘り起こすことを目的として実施している事業性融資先全先訪問や、全店統一による新規事業先開拓活動を継続して経営課題の把握及び解決支援に努めるほか、事業者カードローンご利用先等の貸出残高 10 百万円未満の小口融資先への信用供与を強化いたします。また、本部・営業店による事前協議会・個社別協議会を機動的に開催し、お取引先の資金ニーズ発掘や迅速な資金提供に努めてまいります。さらに、融資に関する情報・仕掛・成約等の段階毎の組上状況を把握する数量管理システムを構築するなど、本部・営業店が一体となった取組みを実践してまいります。

【貸出残高階層別中小規模事業者等向け貸出残高の推移（表 16）】（単位：百万円）

		24年3月末	25年3月末	26年3月末	27年3月末
貸出残高	10百万円未満	10,458	10,472	10,378	10,205
	10百万円以上20百万円未満	9,706	9,194	9,047	8,924
	20百万円以上50百万円未満	25,166	23,698	24,022	25,996
	50百万円以上1億円未満	32,054	30,767	29,672	27,030
	1億円以上	139,052	145,512	150,516	152,229
合 計		216,436	219,642	223,635	224,385

※貸出残高は事業性貸出金のみを対象としています。

【事業者カードローンの推移（表 17）】（単位：件、百万円）

	26年3月末				27年3月末			
	件数	極度額	残高	利用率	件数	極度額	残高	利用率
契約・利用中	415	1,092	833	76.3%	1,547	2,114	1,498	70.9%
契約のみ	508	717	0	0.0%	2,675	3,246	0	0.0%
合 計	923	1,810	833	46.0%	4,222	5,360	1,498	27.9%

※「契約・利用中」先は、事業者カードローンを契約いただいでご利用中の方、「契約のみ」先は同ローンを契約いただいているもののご利用のない方、を指します。

[2] ライフステージに応じた適切なソリューションの提供

宮崎県は合計特殊出生率が全国第2位である一方、高卒者の県内企業・事業所への就職率が全国第46位となっており、県外への若年人口流出抑制及び地域経済活性化のためには雇用創出に繋がる事業所の新設や既存事業所における雇用創出を伴う事業拡大等が不可欠となっています。(参照：37頁 4-(3)-③-D-(a)-[1]「人口動態」)

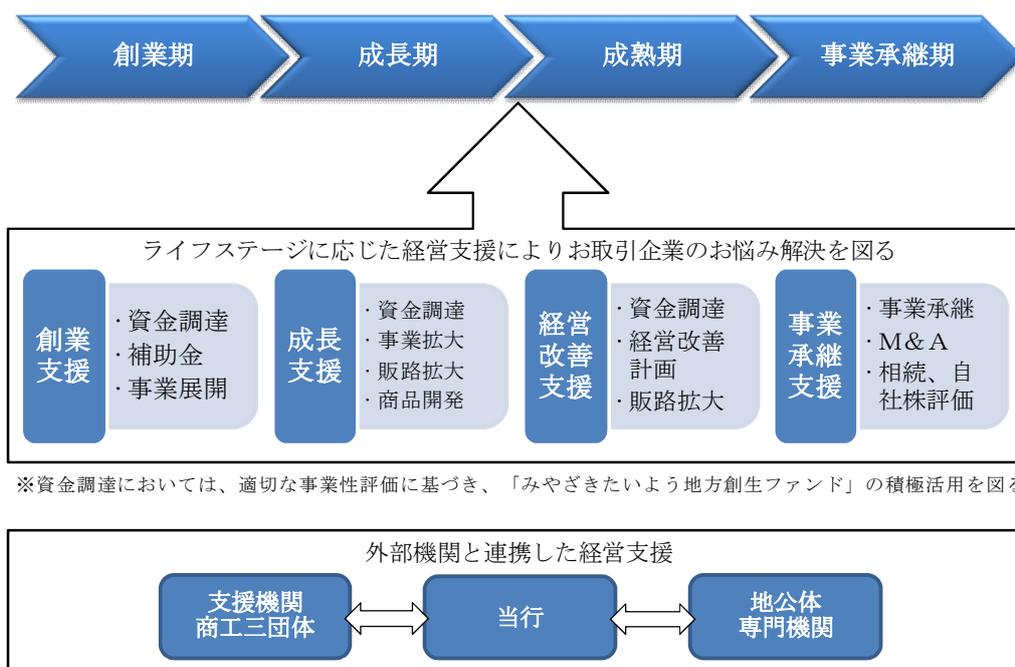
本計画では、地域活性化に寄与する「地方創生」に関する取組みを強化するため、平成27年4月に本部機構を改正するとともに、「みやぎきたいよう地方創生ファンド(融資枠200億円)」を設立し、地方創生に資する事業に対する資金供給を拡大することとしました。

新しいビジネスモデルによって競争力のある事業を立ち上げ、地域の雇用を創出していこうという起業者様や、技術革新や新商品開発、海外への販路拡大によって事業を拡大し、地域の中核的な企業へ発展していこうという事業所様へ、当行は本ファンドの活用を積極的に提案し、様々な角度から事業性評価を行いながら、具体的な案件の掘り起こしに取り組んでいく方針です。

また、本ファンドと併せて、創業や事業のさらなる成長を目指す多くの事業者様へ「みやぎき未来応援ファンド(投資枠6億円)」による新規投資の提供を進めていくほか、ABL(動産・売掛金担保融資)の手法等も活用しつつ、地元企業のライフステージ(創業期・成長期・成熟期・事業承継期)に応じて適切な資金調達メニューを提供し、中小企業の皆様のニーズにお応えすることで、地域経済の活性化に貢献してまいります。

【ライフステージの応じた経営支援の取組み(イメージ)】

お取引企業のライフステージ



[3]外部関係団体等との連携強化による取組み、公庫との連携強化

本計画では、平成26年4月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結した日本政策金融公庫宮崎支店・延岡支店と連携し、お取引先の情報交換や事業計画書の共用等のほか、融資案件の相互紹介、協調融資の一層の促進、各種制度融資活用に関する検討を行ってまいります。

また、お取引先のライフステージやニーズに応じた提案活動を強化するため、宮崎県信用保証協会との連携による若手行員向け勉強会を開催して商品知識の習得に取り組んでまいります。

(b) 事業先専担者の活動強化

当行は、平成16年より事業先専担者を配属して融資開拓活動を強化しており、専担者の事業先開拓スキル(知識と交渉力)習得に取り組んでいるほか、多くの行員に事業先開拓スキルを習得させるために専担者・営業店行員の配置転換を進めており、平成27年3月迄に計41名を専担者から営業店に配置させて組織全体の事業先開拓レベル向上に努めております。

本計画では、事業先専担者を段階的に増員して営業店と連携した開拓活動を一層強化するほか、平成27年4月より各専担者を医療・介護・福祉、事業承継・M&A、アグリフード、地公体、海外進出支援担当に任命して分野毎の新規開拓推進体制を強化しました。また、外部専門機関等との関係強化と各業界の専門的知識習得にも取り組んで、本部・営業店が一体となったお取引先支援を進めることとしました。

さらに、事業先専担者の地方創生に関する取組みとして、平成27年4月より、一部専担者と地方創生担当営業店(24ヵ店)との連携により、各自自治体への同行訪問を実施するなど、各地で議論が始まった創生プラン策定への参画を図る活動を開始しております。

D. 事業性評価に基づく融資推進

当行は、地域金融機関として、地域の企業・産業の生産性向上を図ることが重要であると認識しております。そのため、地域を基盤とする企業に対し、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業内容や成長可能性などを適切に事業性評価したうえで融資や助言を行うなど、企業の創業や成長を積極的に支援するべく事業性評価に基づく融資を推進してまいります。

(a) 担保・保証に依存しない事業性の内容や経営者の資質等を評価した円滑な資金対応

企業の財務内容や過去の実績、担保・保証に過度に依存することなく、経営者の資質、企業の内容や成長性等の事業性評価を行ったうえで円滑な資金対応を行ってまいります。そのためには、目利き能力の向上が不可欠であり、融資対応時や決算書徴求時に財務内容のみではなく、定性情報等を加味した事業性評価が必要であることから、事業性評価に関するチェックリストを作成し、チェックリストに基づいた企業の強み・弱みについて十分に評価を行ったうえで融資判断を行います。

また、事業性評価における具体的な取組みを実践するため、手引書・マニュアルを新たに作成し、集合研修等を通じて営業店行員に周知することで、審査レベルの均一化を図ってまいります。

(b) 業種別審査担当者の配置

成長産業であり、申込受付割合が拡大している「医療・介護・福祉」「不動産業(個人による貸家業を含む)」「再生可能エネルギー関連(太陽光発電事業向け融資、ABL融資等)」を中心に、審査目線の平準化やスピーディーな融資審査を行うため、融資部内に業種別審査担当者を配置します。

また、審査の過程では、定量的な財務資料等のみならず、企業等の事業内容・技術力・持続性や成長性及び経営者の資質等、事業性評価を適切に行うことを目的とした対応に取り組んでまいります。

(c) 専門機関(地域経済活性化支援機構)への行員派遣

本計画では、地域経済活性化支援機構の短期トレーニー派遣制度を活用して、地域経済・産業の現状と課題を踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューションを提供するための事業性評価や事業再生支援のノウハウを習得し、これを組織全体に定着させると同時に地域活性化や事業再生等に係る専門人財の育成を図ります。

E. 事業再生・事業承継支援への積極的な取組み

中小企業金融円滑化法は平成25年3月に終了しましたが、本計画では、当行が選定した経営改善支援先や貸出条件変更を実施したお取引先等の早期事業再生を達成するため、経営改善及び事業再生支援を積極的に推進してまいります。

また、高齢化の進行に伴って多くの経営者がお悩みを抱えている事業承継支援を強化するほか、再チャレンジのための廃業支援にも取り組んでまいります。

(a) 早期事業再生の取組み強化

[1] 地域経済活性化支援機構の活用、宮崎県中小企業再生支援協議会や民間コンサルタント会社等との連携

イ. 地域経済活性化支援機構の活用

本計画では、平成26年10月施行の株式会社地域経済活性化支援機構法改正によって拡大された当機構業務のうち、「特定支援業務」「特定専門家派遣業務」「特定信託引受業務」の活用を検討してまいります。

また、事業再生・地域活性化ファンドの官民一体型組成の可能性を検討するにあたり、当機構の「特定組合出資業務」について研究いたします。なお、当機構の短期トレーニー派遣制度を活用して平成27年4月に当行行員1名を出向派遣しており、専門的ノウハウの習得後、当行の専門部署に配置し、早期事業再生を一層強化する方針です。

ロ. 宮崎県中小企業再生支援協議会や民間コンサルタント会社等との連携

前計画では、宮崎県中小企業再生支援協議会等と連携してお取引先の再生計画策定支援等の早期事業再生支援に取り組んでまいりましたが、本計画においても、引き続き連携を強化してお取引先の早期事業再生支援に取り組むとともに、行員の経営支援スキル向上のため、同協議会や実務家、専門家、経営コンサルタント等による行内研修・勉強会を継続的に開催いたします。また、専門分野に強みを持った民間コンサルタント会社等とも連携して、お取引先の経営改善支援や早期事業再生支援、業種転換等に関する個別相談支援に取り組んでまいります。

[2] 抜本的改善計画策定・早期事業再生支援

前計画では、宮崎県中小企業再生支援協議会等へ再生案件を持ち込んだ支援先について、3先にDDSファイナンスを実行しました。

本計画では、経営改善計画を策定、あるいは策定中のお取引先で、計画期間が長期に亘らざるを得ない場合は、早期事業再生のための抜本的改善計画策定の支援に取り組めます。具体的には、DDS・DES・DIPファイナンス・事業再生ファンド等を活用し、財務、特にBS改善を早め、早期の事業再生を可能にする取組みを積極的に実施してまいります。

そして、宮崎県中小企業再生支援協議会等と連携して暫定計画を策定したお取引先や、再生に着手したものの計画達成が困難なお取引先については、DDS等を含む抜本的再生計画への移行を検討してまいります。

[3] 経営改善支援対象先等へのビジネスマッチング等によるPL改善

当行では、事業再生の可能性があると見込まれ、経営者自身に再生へ向けた意欲が認められる先を経営改善支援先として選定し、経営改善計画の策定支援や、進捗状況のフォローアップ、事業再生支援等に係るコンサルティングを実施しております。その中で、最もご要望が多く、また経営改善計画の主要目標でもあるのが「トップライン収益の増加」であり、現在、定例会議を開催している豊和銀行・南日本銀行との3行合同地域再生支援委員会において、各行のお取引先企業等へ県境を超えた販路拡大等の情報交換を実施しております。また、平成27年4月の本部機構改正において営業統括部「地域産業支援室」を設置し、関係各部とビジネスマッチングに関する情報交換・連携を強化していくこととしました。本計画では、これらの組織体を通じてお取引先へのビジネスパートナー紹介活動等に積極的に取り組み、財務、特にPL改善に資するよう努めてまいります。

[4] 本部・営業店による個社別協議会による取引先企業への新規信用供与を通じた経営支援

本計画では、お取引先の早期事業再生支援のため、営業店と融資部による個社別協議会を開催し、お取引先の経営状況・課題を丁寧に調査・検討した上でキャッシュフロー改善や売上増加等に寄与する新規信用供与を積極的に行う経営支援に努めてまいります。

なお、新規信用供与を通じた経営支援を行う際は、財務内容や担保・保証に過度に依存することなく、当該企業等の事業性を適切に評価して対応してまいります。

(b) 提携機関や税理士・コンサルティング会社等との連携による事業承継・M&Aの取組み強化

前計画では、業務提携を行っているM&A専門機関と連携して個別案件の対応を進めたほか、お取引先向けの事業承継セミナー等を通じて事業承継の早期対策の重要性等について啓蒙を進めてきました。

本計画では、当行とお取引先から事業承継に関する相談が増えていることから、事業承継に関する課題解決支援にこれまで以上に取り組んでまいります。

具体的には、「事業承継・M&Aエキスパート」や「M&Aシニアエキスパート」の行員資格取得を促進し、お取引先の相談受付態勢の充実に努めます。また、事業承継及びM&Aに関する専門機関との業務提携数を増やして、相談増加が見込まれる専門的な事業承継・M&Aニーズへの迅速な対応に取り組むほか、個別案件の成約に応じて手数料収入をいただくビジネスモデルの構築にも取り組んでまいります。

このほか、お取引先向けに「事業承継セミナー」を開催して、事業承継対策を学んでいただく機会をより多く提供するほか、前計画期間中に実施した「次世塾」等を今後も継続実施いたします。

【当行の事業性融資先の代表者年齢別分類（表18）平成27年3月末現在】（単位：先、％）

	30歳以下	31～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76歳以上	合計
事業先数	133	827	1,668	1,064	1,408	1,609	1,154	435	381	8,679
構成比	1.5	9.5	19.2	12.2	16.2	18.5	13.3	5.0	4.3	100

※30歳以下には、代表者年齢不詳先を含んで記載しています。

※構成比は、小数点2位以下を切り捨てて表示しています。

(c) 廃業支援・再チャレンジに向けた取組み強化

本計画では、「経営者保証に関するガイドライン」を引き続き尊重するほか、専門資格を取得した当行行員を活用して宮崎県中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、民間専門会社等と連携しながらM&A・事業譲渡や廃業支援による再チャレンジに向けた取組みを強化してまいります。

[1] 「経営者保証に関するガイドライン」における準則型私的整理の検討と再チャレンジ支援

平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」は、日本再興戦略において、新事業創出、開・廃業率10%台を目指すための施策としても位置づけられているところではありますが、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、当行

はこれを尊重し遵守するものとしたしております。従って、当ガイドラインに基づく保証債務の整理については、適切な準則型私的整理手続きに即した対応や、保証債務の履行基準に照らした残存資産の範囲など、事業への再チャレンジに向けた支援について検討してまいります。

[2] M&A・事業譲渡等による支援

事業の持続可能性は見込まれるものの、過少資本や後継者不在等の理由による事業や雇用の継続に重大な阻害要因を抱えているお取引先への支援として、専門資格を取得した当行行員を活用した民間専門機関、または宮崎県中小企業再生支援協議会等との連携によるM&A・事業譲渡等の手法による、コア事業の存続及び雇用維持の支援を検討してまいります。

[3] 廃業に向けた専門機関との連携

事業の持続可能性が低い、あるいは見込まれないと判断されたお取引先につきましては、再起に向けた適切な助言を行うとともに、自主的かつ円滑な廃業を支援するため、地域経済活性化支援機構や宮崎県中小企業再生支援協議会、また、必要に応じて弁護士等の専門家との連携による私的整理等も検討してまいります。

②リテール営業の強化

A. 個人向け融資の拡大

前計画では、消費者ローン推進を強化したことによって個人向け貸出残高は順調に増加しました。

本計画においても、健全な消費者金融市場形成への貢献と貸出収益確保の観点から消費者ローン推進を強化することとし、商品・販売チャネルの充実に取り組みまいります。住宅ローンについては、金利低下による将来の金利リスク上昇抑制の観点から、ローンに付帯する生命保険の内容充実など金利以外でも魅力あるサービスをお客様に提供しながら残高拡大を図ってまいります。

【個人向け貸出残高の推移（表19）】（単位：億円）

	24年3月末 実績	25年3月末 実績	26年3月末 実績	27年3月末 実績	28年3月末 計画	29年3月末 計画	30年3月末 計画
個人向け貸出金	1,137	1,160	1,159	1,199	1,221	1,256	1,292
うち住宅ローン	951	951	924	935	935	938	941
うち消費者ローン	136	163	193	227	253	289	326

(a) 提案営業力の強化

[1] 営業店行員による提案強化

前計画では、営業店及びブロック推進責任者を任命して行員の目標達成意識の向上を図ったほか、融資渉外担当の一般行員を消費者ローンに特化させる分業態勢を確立する営業店のローン推進態勢の再構築を行い、同時にこれらの実効性を高めるための営業店業績評価・個人表彰制度の見直しを行いました。

本計画では、前計画の営業店推進態勢が浸透して特に消費者ローン推進

にはこれまで以上の成果が認められたことから、この態勢を維持しつつ、お客様への提案スキル向上や、お申込手続き等に関するお客様利便性の向上に取り組み、個人向け貸出残高の一層の拡大に取り組んでまいります。

[2] 行員の提案スキル向上

当行はこれまで、ローン商品内容に関する知識向上を中心に営業店OJT（職場内教育）等に取り組んでまいりました。

本計画では、行員の商品知識向上に加えて、お客様への効果的なセールス手法や円滑なローン事務手続き等に関するノウハウ向上を図るため、個人ローン推進部担当者やローンプラザ推進専担者、提携ローン保証会社の審査担当者を講師とした行員向け勉強会を企画し、特に若手行員向けに数多く実施してまいります。

[3] ローンプラザによる新築住宅ローン案件誘導

宮崎・延岡・都城のローンプラザ3ヵ所では、ローンプラザ推進専担者が住宅関連業者を訪問して住宅資金需要の情報収集を行っているほか、ローン商品に関する勉強会を開催していますが、他金融機関との住宅ローン金利競合の影響等から、前計画期間中は住宅関連業者からの紹介先数やローンプラザ来店客数が減少し、新築住宅ローンの申込受付も減少しました。

一方で、住宅ローンに付帯する生命保険として「八大疾病特約付」団体信用生命保険を平成26年11月に追加したことを契機に実施した住宅ローン特別金利キャンペーンにおいて、住宅関連業者からの紹介先数やローンプラザ来店客数が増加したことから、本計画では、ローンプラザ推進専担者による住宅関連事業者への訪問活動等を通じて信頼関係の強化に努めながら、お客様に金利以外の魅力あるサービスを提供する活動をキャンペーン案内等と併行して行い、新築住宅ローンの申込受付拡大に繋げる方針です。

[4] 広告・宣伝の充実によるローン認知度向上

前計画では、新しく採用したローン専用キャラクター「しかもシカ」をテレビ・新聞・ホームページ・店頭ポスター・コンビニATM画面等の様々な広告媒体に登場させてローン商品のお客様への浸透を図ったほか、ソーシャルネットワークにおいて利用者の多い「LINE@」によるキャンペーン情報等の配信を開始し、スマートフォンを通じた新たなお客様層へのアプローチに取り組みました。

これらの取組みの結果、営業店窓口や電話等によるローン申込受付数は増加傾向にあることから、今後もこれらの広告・宣伝ツールを採用しつつ、有効性の検証結果やお客様の流行・好みの変化等を踏まえて広告デザインの変更やインターネットバナー広告・リスティング広告等の充実に取り組む方針です。「LINE@」による情報配信については、登録者数の増加を図りながら新商品やキャンペーン情報をタイムリーに配信してまいります。

[5] ローン申込書によるデータ共有化

当行では、お客様へのご提案や預金・融資等のお申込みの際に提供いただいたお客様情報を融資・営業支援システムに登録・蓄積しています。

本計画では、ローン申込書にご記入いただいたお客様情報を本部一括でシステム登録することとし、蓄積された情報を分析してお客様ニーズ・申込情報の発掘等に役立てるほか、お客様のライフサイクルに応じた商品開発に活用してまいります。また、登録されたお客様情報を営業店・本部担当部門でリアルタイムに共有し、ダイレクトメールによる商品のご案内や電話・訪問等による提案営業を行ってまいります。

(b) 商品・サービスの見直し等による利便性向上

[1] カードローンの強化

前計画では、住宅ローンご契約者向けの「プレミアムカードローン」「プレミアムローン」提案活動に取り組み、優遇金利によるお客様に有利な商品性をPRすることで利用促進を図りました。

本計画では、必要な時にお借入可能なカードローン販売を強化し、証書貸付による消費者ローンをお申込みの際にカードローンを同時申込みいただける取扱方法を追加するなど、お手続きの簡素化にも取り組んでまいります。また、現在、カードローンをご契約いただいているお客様を対象に、ご利用状況等に基づいてオプトアウト方式（通知方式）によるお借入限度枠の増枠にも取り組んでまいります。

このほか、営業店・カスタマーセンターを通じてお客様のライフサイクル等に応じたアプローチを強化し、お客様のローンニーズの発掘に努めてまいります。

[2] お客様ニーズに対応した商品開発

当行は、多くのお客様のローンニーズにお応えするため、お申込年齢・申込上限金額の引上げやご返済期間の延長、お使いみち範囲の拡大等に関するローン商品内容の改定を行っているほか、住宅ローン契約書のワンライティング方式への変更や、システム登録されたお申込情報等を印字した消費者ローン契約書の導入など、契約手続きのご負担軽減・時間短縮に取り組んでおります。

本計画では、女性のお客様限定の特典を付加した商品開発を検討するほか、一部カードローンのお借入限度額をお客様属性に応じて引き上げるなど、お客様ニーズに応じた使いやすい商品設計に取り組んでまいります。また、お客様のご要望を直接承る営業店の意見を取り入れ、スマートフォンやタブレット端末等を使ってローンのご利用履歴等の情報をお客様自身がリアルタイムで確認できるサービスについて、システムを含めた早期開発に向けて検討を進める方針です。

(c) 非対面チャネル、カスタマーセンターの強化

[1] インターネット等によるローン申込受付の拡大

前計画では、インターネット等による消費者ローン申込受付の件数増加に取り組みましたが、受付件数はやや減少しました。減少の要因は、ホームページ上のローン申込画面がお客様に見やすい構成になっていないことや、ネット広告が十分でなく、お客様の認知度を高められていない点にあると分析しており、本計画では、お客様が簡単にご利用いただけるローン申込画面への内容見直しのほか、インターネットにおけるバナー広告やリスティング広告の拡大による商品やキャンペーン、ネット申込限定特典等の周知に取り組みながらローン申込受付件数の拡大を図る方針です。

[2] カスタマーセンターによるコール業務強化

個人ローン推進部カスタマーセンターでは、インターネットや電話・FAX等にてお客様からのローン商品等のお申込み・ご質問等を受け付けているほか、ご契約者様へのコール案内を行っております。

本計画では、カスタマーセンターからお客様へローン提案するアウトバウンドコールをさらに強化し、申込受付の拡大に取り組むこととしております。このため、カスタマーセンターのオペレーター（行員及びパート行員）を増員し、個々の経験・技術に応じた人材育成に取り組みながら電話対応品質の向上を図るほか、同部行員のコール能力育成にも取り組みコール業務の互換性を高める方針です。

また、お客様属性等のデータベース情報分析を通じて作成するダイレクトメール案内等と連動したコール案内を拡大するほか、お客様との有効通話数増加が期待できる夜間コール拡大を検討してまいります。

[3] 保証会社との連携強化

個人向け融資の拡大のためには、個人の生活・消費活動等に関する最新動向を踏まえてお客様ニーズに適応した商品・チャネルを充実させることが重要であり、商品・チャネルの充実は他金融機関との差別化にも繋がることから、当行は、これらの情報を数多く保有するローン提携保証会社との連携を強化しています。

本計画では、引き続き提携保証会社と連携して意見交換等を行い、ネット世代の若年層向け非対面チャネル商品やお客様入力負担を緩和するネット申込ツールの開発等に取り組む、非対面チャネルによる新たな個人向け融資戦略立案に繋げてまいります。

B. 資産運用サポートの一層の強化

前計画では、お客様の資産運用ニーズの高まりを受けて預り資産販売実績は順調に推移しました。

本計画では、お客様のニーズやお客様の知識・経験・財産の状況に応じた適切な商品説明及び販売後のアフターフォローに取り組みながら、営業店・本部が連携した資産運用提案営業を強化し、預り資産残高増加による収益拡大を図

ってまいります。

(a) 預り資産残高増加に向けた取組み

本計画では、預り資産を保有されるお客様数の拡大と預り資産購入後のアフターフォローによるお客様説明態勢の充実を通じて、預り資産残高の増加を図ってまいります。また、長期に亘る安定収益確保の観点から、投資信託残高増加に寄与する諸施策を実施いたします。

【預り資産残高の推移（表20）】（単位：億円）

	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末	27年3月末
預り資産残高	768	797	851	796	747
うち投資信託	181	161	170	150	172
うち保険等	235	308	379	415	441
うち公共債	351	326	300	229	132

[1] 商品ラインアップの拡充

預り資産商品については、お客様ニーズにタイムリーにお応えできるよう、継続的に商品見直しを行っております。本計画においても、お客様ニーズやマーケット環境の変化等を見据えながら継続的に商品ラインアップの見直しを行うほか、NISA（株式投信・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る少額投資非課税制度）の普及促進に繋がる投資信託商品等を拡充する方針です。

[2] 投資信託保有者向けサービスの向上、アフターフォローの実施

前計画では、国債の満期償還を迎えられるお客様のアフターフォローのほか、投資信託を1千万円以上保有中のお客様、一時払い年金保険の満期を迎えられるお客様への内務行員による電話案内等に取り組みました。

本計画では、特に投資信託を保有中のお客様へのアフターフォローに継続的に取り組みながら、お客様が各金融商品のリスク等に応じてバランスよく、かつ長期間資産運用を続けていただけるよう、分かりやすい説明・提案に努めてまいります。

具体的には、商品ご提案ツールをより効果的に活用する方策としてタブレット端末の導入拡充を検討するほか、集合研修等による行員の提案スキル向上に取り組みます。また、投資信託による資産運用促進の観点から、NISAの利用促進や積立投資信託の提案強化、投資信託を保有中のお客様への優遇サービス提供の検討にも取り組んでまいります。

[3] 外部機関連携による支援

当行は、資産運用会社や保険会社等の外部機関と連携して、お客様向けの「資産づくりセミナー」や行員向け集合研修を開催しており、本計画においても、変化するマーケット環境など資産運用に係る幅広いテーマで継続的に開催してまいります。

【資産づくりセミナー開催実績（表21）】（単位：回）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
資産づくりセミナー開催回数	10	11	10	21	10

（b）コンサルティング営業力の強化

[1] F P 担当者による営業店サポート態勢の確立

前計画では、営業店内務行員の預り資産専門スキル向上や預り資産販売資格を保有する年金アドバイザーの拡大等に取り組み、当行全体の預り資産販売向上を図りました。

本計画では、営業統括部のF P 担当者（ファイナンシャル・プランナー）を段階的に増員して、資産運用のご提案に関する高度なスキルを持ったF P 担当者を養成するほか、お客様の相談情報を各営業店の内務行員・年金アドバイザー等がF P 担当者にトスアップして、F P 担当者が成約に向けた適切なお提案を行う営業店サポート態勢を確立し、組織全体のコンサルティング営業力を高めてお客様からの資産運用に関する相談受付及び成約数増加に繋げる方針です。

[2] 預り資産販売に係る人財育成

当行では、預り資産の専門知識を有する行員を育成する「預り資産選抜者研修（半年コース）」等を継続的に実施しており、平成26年度下期には第10期生11名が受講し、これまで計107名が受講いたしました。

同研修では、国内外のマーケット動向やお客様の資産運用ニーズの喚起手法といった様々なテーマを複数回に亘って学びながら受講者の習得度を深められることから、本計画でも内務行員や年金アドバイザー等を対象に同研修を開催してまいります。

C. 高齢者向けサービスの充実

当行では、年金のお受取等に関する専門知識を有した「年金アドバイザー」を営業店40カ店に42名配置しており、お客様への訪問活動や年金相談会の開催等を通じて、年金に関するご相談対応や特殊詐欺に関する注意喚起等の高齢者保護に取り組んでいます。

また、高齢者や身体の不自由な方々を含むすべてのお客様満足度向上のための取組みの一環として、行員及び年金アドバイザー41名が社団法人公開経営指導協会認定の「サービス・ケア・アテンダント」資格を取得しているほか、内務役席者向けの同協会による「ユニバーサル・サービス実践研修」を開催し、お客様サービスに向けた意識向上を図っております。

本計画では、当行の年金受取口座数や個人預金の増加に寄与している年金アドバイザーを中心としたこれらの活動を継続するとともに、高齢化の進行に伴って増加している「資産のご相続」の機会を捉えて、平成26年9月に発売した相続定期預金「ツナグ」の提案強化に取り組んでまいります。

【年金受取口座実績推移（表22）】（単位：件、百万円）

	23年2月	24年2月	25年2月	26年2月	27年2月
振込件数	54,571	56,979	59,412	60,797	62,137
振込金額	7,692	7,969	8,203	8,374	8,550

【年金相談会開催状況（表23）】（単位：回、店、人）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開催回数	86	99	99	125	100
開催店舗数	49	50	47	47	48
来店者数	646	697	640	496	635

D. お客様サポート態勢の充実による利便性向上

地域金融機関である当行にとって、お客様第一主義の精神の下で地域社会から信用・信頼され続けることこそが存立基盤であります。

本計画では、日々の業務において「お客様起点」を徹底してお客様に満足いただけるサービス提供を継続するため、新たなCS（お客様満足度）向上運動を全行的に展開するほか、一部店舗の改修・建替え等を実施し、ソフト・ハード両面で品質改善に取り組んでまいります。

（a）CS（お客様満足度）向上運動と環境づくり

当行では、本部関係部で構成する「CS推進委員会（事務局：営業統括部企画・推進グループ）」が、取締役会の委任に基づいてお客様満足度向上のための諸施策の立案・実施のほか、CS推進態勢の整備、効果検証等を行っております。

本計画では、CS推進委員会においてCS意識浸透のための行内態勢を再構築するほか、新たなCS向上運動について立案・実施してまいります。

具体的には、営業店のCS委員長である支店長に一般行員等が担っているCS推進リーダーを兼任させてCS推進の実効性を高めるほか、CS向上に貢献した行員の表彰制度を新設するなど、営業店におけるCS意識の浸透に取り組めます。また、お客様に満足いただける接客スキルを多くの行員が身に付けるため、内務行員等が参加するお客様対応ロールプレイング大会を開催し、外部機関による評価・指導を受けながら接客向上に努めます。

このほか、管理・監督者を対象に、本部CS推進担当者による「CS研修」や社団法人公開経営指導協会による「ユニバーサル・サービス実践研修」を継続開催し、部下行員を指導する管理・監督者のCS意識の改革にも取り組んでまいります。

（b）店舗建替え・改修等によるサービス機能強化

当行は、店舗設備について耐震強化等の対応を進めておりますが、一部の営業店では老朽化が進んでおり、店舗建替えや改修等を計画的に行っていく必要があると判断しております。

本計画では、自然災害リスクに備える観点から昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた店舗の耐震調査及び耐震改修を進めるとともに、お客様の

イメージアップや行員の働く意欲向上のため、店舗外観・内装のリニューアルを計画的に進めてまいります。また、老朽化が進んでいる一部地域の拠点店舗の建替えを行う計画としており、拠点店舗として機能強化を図ると同時に周辺の営業店を含めた地域の営業戦略策定に取り組みます。

このほか、宮崎・延岡・都城の各ローンプラザについて、ご来店客の利用実態に基づいて営業時間や相談受付方法の見直しに引き続き取り組んでまいります。さらに、宮崎市中心部の「みやざきアートセンター」において平成27年3月にリニューアルオープンした「アートセンター支店」2Fの相談フロアを活用して、お客様の資産形成サポートや相続等の各種相談対応に取り組む方針です。

③持続的成長に向けた態勢強化

A. 経営資源の傾斜配分

前計画では、一部ブロック長店等を除く営業店において、渉外担当・融資担当を統一してお客様とのリレーション強化による収益拡大を目指す態勢を整備しました。本計画では、中小企業向け貸出の一層の拡大や資金運用収益力強化の観点から、各専担者の増員や本部担当部の体制を充実させるほか、営業体制強化や営業スキル向上を目的とした営業店行員の配置転換を進めてまいります。

(a) 本部による収益獲得体制の構築

本計画では、営業店が収集した情報をより多く成約に繋げる活動を強化して営業収益拡大を目指すため、営業統括部の新規事業融資先を開拓する事業先専担者と預り資産提案を担うFP担当者（ファイナンシャル・プランナー）を段階的に増員することとしており、平成27年4月の人事異動において4名（事業先専担者2名、FP担当者2名）を増員しました。また、非対面チャネルによる個人向け融資営業を強化するため、個人ローン推進部カスタマーセンター担当者を増員いたします。

このほか、有価証券運用による収益力を確保・強化するため、平成27年4月の人事異動において証券国際部の有価証券運用担当者を1名増員しております。

(b) 効果的・実効性のある人員配置

本計画では、地域の市場性や今後の営業推進・店舗戦略等に応じて行員の傾斜配分を進めるほか、若手の融資渉外行員を融資・コンサルティング相談受付が多い中核店舗へ計画的に配置転換し、質の高いソリューション営業を実践するための業務スキルを短期間で習得させる取組みを行います。

また、意欲ある行員を登用して、自身のモチベーション向上や若い人財育成に積極的に取り組む支店長公募制を検討します。

このほか、優秀な人財を確保するため、インターンシップを積極的に実施するほか、新入行員の初任給を見直します。さらに、結婚や育児によって退職する行員の再雇用促進を検討いたします。

(c) 経営強化計画達成のための本部組織体制の見直し

平成 27 年 4 月 1 日に実施した本部機構改正では、県・市町村による「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」の策定及び推進に積極的に協力し、地域産業活性化に寄与する「地方創生」への取組みを強化するため、営業統括部「ソリューション営業推進グループ」をグループから室に昇格させて、営業統括部「地域産業支援室」としたほか、営業統括部企画・推進グループ内の「公務担当」を地域産業支援室に配置し、「地方創生推進」に向けて各地方公共団体との関係強化に努めることとしました。

また、「地域産業支援室」内に、地域・中小企業者の抱える悩み・課題等をワンストップで受け付ける「事業支援・お悩み解決グループ」と、地域・中小企業者の抱える悩み・課題等の解決に取り組む「地方創生推進グループ」を設置し、創業・成長支援や海外進出支援、事業承継・M&A 支援等の地域の企業・事業者のライフステージに応じた支援を一元的に行いながら、産学官等の外部機関と積極的に連携して地域密着型金融を推進することといたしました。

今後も、営業推進の強化や業務の効率化を図るため、本部各部の業務運営の見直しや業務分掌の整備に取り組んでまいります。

B. 営業生産性の向上のための業務プロセス改革

前計画では、行員の創意工夫による業務効率化を推進したほか、一部の営業店事務の本部集中化拡大に取り組みました。本計画では、これまでの業務効率化をさらに前進させる業務プロセス改革に取り組み、営業店及び営業店行員の営業生産性向上に繋げてまいります。

(a) 営業店事務を中心とした業務プロセス改革（BPR）

当行は、前計画にて実施した渉外・融資担当制統一の際に、営業力を拡大するために融資事務効率化を推し進めることを決定し、これまで 37 の効率化施策のうち 13 施策を実現しています。本計画では、残る施策の実現に加えて、先進金融機関のノウハウを活用した融資事務の業務プロセス改革（BPR）に着手し、お取引先の融資申込み手続き等のご負担軽減と営業店による融資提案活動等の営業生産性の向上に取り組んでまいります。

(b) 事務の本部集中化による効率化

当行は、個人向け融資の推進強化と併行して営業店の個人向け融資事務の本部集中化を進めており、現在、消費者ローン保証依頼事務と住宅・消費者ローンの融資稟議事務を個人ローン推進部ローン事務集中センターにて集中処理しております。

本計画では、消費者ローン推進の一層の強化に伴う営業店のローン事務負担軽減と営業時間拡大のため、消費者ローンの実行事務をローン事務集中センターにて代行する集中化を進めることとしており、現在、宮崎市近郊の営業店を対象に試行運用を行っています。今後は、代行実行に関する諸問題を解決しながら集中化フローを整備し、全営業店の消費者ローン実行事務の本

部集中化を目指してまいります。

また、ローン実行後の管理事務効率化にも取り組むこととしており、代位弁済請求手続事務の本部集中化のほか、お客様への延滞解消案内として、現在行っている電話案内にSMS（ショート・メッセージ・サービス）等の案内を追加することについて検討を進める方針です。

（c）ATMを活用した業務効率化

前計画では、12カ店の営業店内ATMを通帳繰越機能付きATMに入れ替え、従来、営業店窓口にお申し出いただく必要があった通帳繰越手続きをATMで行うことができるようすることで、お客様が窓口にお越しいただく手間と行員の窓口事務の省力化を実現しました。また、ATMのメーカー会社を平成26年11月に2社から1社に変更し、保守費用等を含むATM運営費用の低減化を実現しました。

本計画では、他の営業店への通帳繰越機能付きATM設置を進めるほか、現在、自行内で運営しているATM監視業務を、システム運用を含めて外部委託に変更することを予定しています。これによって、ATM監視機能の拡充やリモート操作による短時間でのATM障害復旧など、お客様サービスの向上と業務効率化の実現を目指してまいります。

C. 経費の一層の削減

（a）人件費削減

[1] これまでの取組み

前計画期間中は、業務見直しを含めた行員及びパート行員の効率的な再配置や55歳以上の出向・転籍を中心とした行員数の減少により、人件費は減少しました。

[2] 今後の方策

本計画では、平成26年3月に実施した渉外・融資担当制統一等の営業態勢変更を踏まえて渉外手当の支給を見直します。また、本部パート行員の再配置を行い、業務の生産性向上と人件費圧縮に取り組めます。

【人件費の計画（表24）】（単位：百万円）

	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 計画	29/3期 計画	30/3期 計画	27/3期 比
人件費	4,497	4,450	4,424	4,356	4,374	4,334	4,274	△82

【従業員数の推移見込み（表25）】（単位：人）

	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 計画	29/3期 計画	30/3期 計画	27/3期 比
期末従業員数	851	836	831	825	861	864	863	38
行員	621	612	609	599	608	604	603	4
専任行員	49	48	44	36	43	51	53	17
嘱託・パート	181	176	178	190	210	209	207	17

(b) 物件費削減

[1] これまでの取組み

物件費については、店舗関連の投資の抑制による減価償却費の圧縮や事務費の削減に継続的に取り組んでまいりましたが、平成27年3月期はS B K（事業組合システムバンキング九州共同センター）関連システム費用の増加を主因として前年同期比28百万円増加しました。ただし、計画比では92百万円下回っております。

[2] 今後の方策

本計画では、店舗の建替え・改修を計画しており、その費用増加が見込まれるものの、役職員のコスト意識を一層高めるとともに、費目単位で統括部署を定めて予算の一元管理を行うなど、経費の効率的支出に努め、物件費総額の削減を図ってまいります。

【物件費の計画（表26）】（単位：百万円）

	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 計画	29/3期 計画	30/3期 計画	27/3期 比
物件費	3,385	3,134	3,020	3,048	2,978	2,953	2,926	△122
管理費	1,739	1,557	1,434	1,412	1,322	1,316	1,290	△122
事務費	1,645	1,577	1,585	1,636	1,656	1,636	1,636	0

【物件費削減策の具体例】

- ・複合機のスキャナー機能を活用し、資料の配布、保存をデータで行うことによりペーパーレス化を図ります。
- ・電子媒体（LINE@など）を活用した顧客に対するお知らせ発信を行います。
- ・外部委託業務の見直しを実施し、自行内対応の是非について検討します。
- ・各システムの運用状況を確認し、保守費用の適正化を図ります。
- ・図書・新聞等の使用頻度や重複状況を確認し、適正な購読を図ります。
- ・図書新聞費予算・経費管理を一元化します。
- ・エコへの取組みを強化し、クールビズやウォームビズ実施による光熱費の削減を図ります。
- ・広告宣伝費の一元管理により効率的な経費の活用を図り、広告宣伝の効果を測定し、より効果のある広告宣伝費の活用を検討します。
- ・本部役職員の出張について、交通手段の効率的な選択を行います。
- ・「課税売上割合に準ずる割合」導入により消費税算定の精緻化を図ります。
- ・遊休不動産の有効活用について、検討を行ってまいります。

D. 管理会計による収益性向上

本計画では、管理会計を活用して市場分析や収益性分析をもとにした、より強みのある分野への経営資源の傾斜配分や、お客様ニーズを捉えた収益性の高い商品の開発に取り組んでまいります。

(a) 当行の置かれている環境や市場の分析

[1]人口動態

当行の主要な営業基盤である宮崎県の人口動態は、人口減少・高齢化が全国を上回るペースで進行し、これに伴う地元産業縮小及び地域構造の変化が進むと予想されております。

宮崎県は、合計特殊出生率が全国第2位（1.69、全国1.42。厚生労働省：平成26年人口動態統計月報）である一方で、高卒者の県内企業・事業所の就職率が全国46位（57.1%、全国平均82.1%。文部科学省：平成26年度学校基本調査）となっており、人口減少の主たる要因は18歳を境とした若年層の県外転出であることから、県内に雇用の受け皿となる事業所を増加させることが地域における大きな課題であると考えております。

【人口推移と将来推計（表27）】（単位：千人）

	全国	九州8県	宮崎県	宮崎市	都城地区	延岡地区
2010年	128,057	14,597	1,135	400	194	213
2015年	126,597	14,357	1,107	400	190	206
2020年	124,100	14,021	1,073	396	185	198
2025年	120,659	13,610	1,034	389	180	190
2030年	116,618	13,152	991	379	174	181

※2010年は総務省「国勢調査報告」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所

※都城地区：都城市・三股町、延岡地区：延岡市・門川町・日向市

※国立社会保障・人口問題研究所は転入・転出による人口移動が収束する仮定で予測

※日本創成会議・人口減少問題検討分科会は転入・転出による人口移動が収束しない仮定で予測

[2]宮崎県内総生産

イ. 県民経済計算による県内総生産

- ・宮崎県の総生産額は平成18年度比で減少しております。
- ・産業別の増減では第1次産業、第3次産業が減少する一方で、第2次産業は増加しております。

【県内総生産額（平成23年度、名目）（表28）】（単位：億円、%）

	総生産	第一次産業	対総生産比率	第二次産業	対総生産比率	第三次産業	対総生産比率	輸入品に課される税・関税等
宮崎県	35,285	1,510	4.3	7,273	20.6	26,243	74.4	414
鹿児島県	54,462	1,895	3.5	10,058	18.5	42,126	77.3	640
大分県	42,268	943	2.2	12,167	28.8	28,154	66.6	1,239
熊本県	56,395	1,745	3.1	12,826	22.7	41,427	73.5	658

※各県の県民経済計算統計表より抜粋

【県内総生産増減額、増減率（平成23年度対平成18年度）（表29）】（単位：億円、％）

	総生産 増減額	増減率	第一次産業 増減額	増減率	第二次産業 増減額	増減率	第三次産業 増減額	増減率
宮崎県	△137	△0.39	△175	△10.41	265	3.78	△284	△1.07
鹿児島県	△2,106	△3.72	△79	△4.00	△1,121	△10.03	△950	△2.21
大分県	△1,660	△3.78	5	0.53	△1,543	△11.25	△683	△2.37
熊本県	△884	△1.54	37	2.17	△352	△2.67	△666	△1.58

※各県の県民経済計算統計表数値より算出

ロ. 県内総生産業種別内訳

- ・第2次産業が増加に転じたのは、製造業のうち食料品が増加継続、電気機械が増加に転じたことによるものです。
- ・全体の総生産が減少するなかで、業種によっては増加しており、このような業種を支援し、全体経済への波及を図ることが課題と考えています。

【宮崎県内総生産業種別内訳（平成23年度、名目）（表30）】（単位：億円、％）

	総生産	第一次産業			第二次産業			第三次産業						
		うち 農業	うち 食料品	うち 電気機械	うち 建設業	うち 卸売業	うち 小売業	うち 金融保険	うち 住宅賃貸	うち 運輸業				
生産額	平成13年度	35,525	1,745	1,416	7,449	1,082	969	3,001	26,214	1,918	2,533	1,309	3,050	1,518
	平成18年度	35,422	1,686	1,383	7,008	1,135	901	2,560	26,527	1,725	2,339	1,449	3,727	1,639
	平成23年度	35,285	1,510	1,207	7,273	1,428	1,025	2,430	26,243	1,532	2,557	1,195	3,910	1,524
増減額	18年度対13年度	△103	△59	△33	△441	53	△68	△441	313	△193	△194	140	677	121
	23年度対18年度	△137	△175	△176	265	293	124	△131	△284	△193	218	△254	183	△115
増減率	18年度対13年度	△0.29	△3.39	△2.35	△5.92	4.85	△6.99	△14.68	1.19	△10.05	△7.67	10.70	22.18	7.94
	23年度対18年度	△0.39	△10.41	△12.72	3.78	25.82	13.76	△5.10	△1.07	△11.20	9.34	△17.52	4.92	△7.00

※各県の県民経済計算統計表数値より抜粋、増減額及び増減率は算出

[3] 産業連関分析

産業連関表は、各産業がある地域で一定期間に行ったすべての財・サービスの生産と販売の実態を一覧表にまとめており、産業構造や産業間の相互依存関係等の経済構造を、総体的に把握、分析することができます。

【宮崎県産業連関表（平成17年基準）（表31）】（単位：億円）

		中間需要			計	最終需要			需要 合計	(控除) 移輸入	県内 生産額
		第一次産業	第二次産業	第三次産業		消費	投資	移輸出			
中間 投入	第一次産業	506	2,026	105	2,637	287	578	2,020	5,522	△911	4,611
	第二次産業	1,158	6,884	4,601	12,643	5,128	7,933	11,982	37,685	△16,046	21,640
	第三次産業	686	4,436	9,071	14,193	26,749	1,440	2,290	44,671	△5,158	39,513
	計	2,349	13,346	13,778	29,472	32,164	9,951	16,291	87,879	△22,115	65,764
	うち雇用者所得	389	4,370	12,883	17,642						
	うち営業余剰	1,483	1,408	5,747	8,637						
	粗付加価値部門計	2,262	8,294	25,736	36,291						
	県内生産額	4,611	21,640	39,513	65,764						

※「宮崎県経済の構造」～平成17年宮崎県産業連関表結果報告書

“[2] 宮崎県内総生産”において示されているように、第2次産業については総生産額が増加している産業となっておりますが、企業の投資需要が7,933億円と県内企業投資の80%を占めているものの、移輸入が1兆6,046億円と県外からの調達に大きく依存していることが特徴といえます。

“[2]宮崎県内総生産”では、第2次産業のうち、特に食料品と電気機械の生産額規模が比較的大きく、総生産が伸びていることも示しております。そこで産業連関表における分類業種に対応する飲食料品と電気機械の産業連関表を見てみますと、

【飲食料品及び電気機械の産業連関表（ヨコ方向：需要側）（表32）】（単位：億円）

	中間需要				最終需要			需要合計	(控除)移輸入	県内生産額
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計	消費	投資	移輸出			
飲食料品	742	357	499	1,598	2,381	△10	3,472	7,440	△2,848	4,592
電気機械	1	811	120	936	486	564	2,905	4,890	△1,810	3,079
計	743	1,168	619	2,534	2,867	553	6,376	12,330	△4,659	7,671

※「宮崎県経済の構造」～平成17年宮崎県産業連関表結果報告書

この2業種で県内生産額の11%を占めていることから、県内経済に与える影響は大きい業種であるといえます。但し、移輸入額が非常に大きいことから、これを県内での内製化に繋げることが県内生産額を増加させるための一つの課題であるといえます。

上記の2業種について、産業連関表から算定した県内生産額が増加したときの波及効果による生産額増加額と生産増加による雇用者増加数を以下に示します。

【各業種の県内生産が100億円増加したと仮定したときの経済効果（表33）】（単位：億円）

業種	生産誘発額								雇用誘発者数(人)
	全体	飲食料品	畜産	商業	農業	運輸	その他		
飲食料品	172.2	103.0	23.6	8.0	7.6	6.6	23.4	783	
電気機械	147.4	100.1	7.6	5.3	3.5	4.9	26.0	969	

※宮崎県が公表している簡易分析ファイルにて算出

この算定結果から、飲食料品の生産が100億円増加すると、経済波及効果により県内産業全体では172億円の生産増加が見込まれ、畜産や農業といった第一次産業、商業、運輸といった第三次産業にも経済効果が波及し、雇用者が783人誘発増加することも見込まれます。

電気機械の生産が100億円増加すると、経済波及効果により県内産業全体では147億円の生産増加が見込まれ、商業、不動産など主に第三次産業へ経済効果が波及し、雇用者の誘発増加は969人となっております。

飲食料品は生産誘発額が大きく他業種への生産波及効果が大きい一方、電気機械は飲食料品に比べると生産波及効果は少ないものの、雇用誘発者数が大きく、雇用者増への貢献が見込まれる業種であることがわかります。

県内生産額を増加させるためには、移輸出の増加、つまり県外への出荷を増やすこと、若しくは移輸入を減らし、県内での調達に切り替えることが課題といえます。

当行は、県内外業者とのビジネスマッチングや新規事業及び創業の支援などを実施することで、このような課題解決に役立ていく所存であり、ひいては企業投資の増加、生産の増加及び個人消費の増加に対して円滑な資金供給を行っていくことができるものと考えております。

(b) 管理会計の本格稼働

当行では、貸出債権個別の収益を計測できる収益管理システムの構築を完了しております。この収益管理システムを本格稼働することにより商品別、地区別、属性別などの収益性把握が可能となります。当行が進める様々な施策の収益性の分析が可能となるものであり、お取引先に対する円滑な資金供給を進めながら、当行の収益もしっかりと確保していきます。

(c) 市場分析・収益性分析を活かした収益力の強化

上記に示しました市場分析や収益性分析をもとにした、より強みのある分野への経営資源の傾斜配分及びお客様ニーズを捉えた収益性の高い商品の開発を行ってまいります。

E. 人財の育成及び活性化、人財育成を重視する組織づくり

当行は、前計画において、金融環境の変化に適応できる人財育成の強化に取り組んでまいりました。

本計画では、行員が学習する風土の醸成を目指して、専門知識を持った行員育成のほか、効率的に行員の実践力向上を図るOJT（職場内教育）を強化いたします。そして、すべての行員が個々の能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境を実現するES（従業員満足度）の向上に努めてまいります。

(a) コンサルティング能力の発揮及び地域活性化に貢献する行員育成

当行が、コンサルティング機能の発揮を通じて地域産業の活性化に貢献するためには、お取引先企業が抱える様々な経営課題に行員一人ひとりが個々のコンサルティング技能をもって経営者様とともに解決に取り組むことが求められます。そのため、本計画における人財育成の柱として、コンサルティング能力を発揮して地域活性化に貢献できる行員を数多く育成することを掲げ、諸施策に取り組んでまいります。

[1] 専門知識を持った行員の育成

本計画では、お取引先企業が抱える経営課題解決のための専門知識を多くの行員が身に付けるため、「事業承継・M&Aエキスパート」「事業支援アドバイザー」「事業再生アドバイザー」等の検定試験を積極的に受験し、多くの行員合格を目指します。

また、地域経済活性化支援機構等の専門機関へ行員を派遣して事業性評価等に着眼したソリューション営業のノウハウを取り入れ、地域活性化へ向けた取組みを強化いたします。

[2] コンサルティング機能発揮へ向けた研修の実施

前計画では、管理職のマネジメント力向上及び自己研鑽の一環として「コンサルタント養成スクール（全10回）」を平成26年6月より開催しましたが、本計画では、営業店次席者及び監督職等を対象に当スクール（全6回）を開催し、コンサルティング能力の向上に取り組めます。

当スクールでは、外部経営コンサルタントを講師としてコンサルティングの基本的手法等を習得しますが、今後、当行が取組みを強化する事業性評価にも活用できるよう、講師の実践事例の学習やケーススタディー演習等にも取り組んでいくこととしています。

(b) OJT（職場内教育）の取組み強化

本計画では、特に若手行員による質の高いソリューション営業を強化するため、業務スキルの効果的・効率的な習得を図るOJT（職場内教育）の取組みを拡大いたします。

具体的には、OJT強化のための準備として、指導者である役席行員の教育レベル向上と均一化を図る「OJT指導者向け研修」を実施いたします。そして、新入行員を含む一般行員等への営業店OJTの実施定着に取り組みながら、人事部において収集した各営業店独自のOJT手法やOJT指導題材等の好事例を行内に発信することでOJT効果を高めてまいります。

(c) 学習する風土の醸成

当行では、本部集合研修やブロック単位の勉強会のほか、自己啓発の一環としてサタデースクール（自由参加型キャリア開発講座）の受講や通信教育・eラーニング等の活用を促進しており、研修やサタデースクール等については受講者アンケートを通じて受講テーマや開催方法等の見直しに継続的に取り組んでおります。

本計画では、上記の取組みを継続しながら行員に学習する機会を数多く提供し、学習する風土の醸成に取り組んでまいります。

[1] SD（Self Development）進捗管理表の活用

部店内の全行員の自己啓発目標を記載したSD（Self Development）進捗管理表を半期毎に作成し、部店内に掲示して進捗管理を行うことで組織全体の自己啓発意欲の醸成とレベルアップに努めます。

[2] 検定試験合格率アップの取組み

当行では、業務の基礎的知識を習得できる検定試験合格を昇格基準に盛り込み、各行員に試験合格を促しております。本計画では、部店単位で合格率アップに取り組むこととするほか、自己啓発奨励金制度の対象資格の拡充及び奨励金額見直しを通じて資格取得を支援し、行員の学習意欲の向上と検定試験合格にチャレンジする学習風土の醸成に取り組みます。

[3] 研修及びサタデースクールにおける学習意欲の向上

本計画では、学習意欲の高い行員への学習機会の提供とレベルアップを図るため、行内及び行外の一部研修を対象として参加行員を募集する研修参加公募制を取り入れます。また、昭和63年6月に開始した休日活用の自由参加型キャリア開発講座「サタデースクール」について、個別指導が可能な少人数制スクールの開催など、行員のより細かいニーズに応じた内容

で実施することを検討いたします。

(d) 行員のES（従業員満足度）向上、職場定着化への取組み

前計画では、行員個人の働く意欲の向上を図るため、業務目標・評価基準の明確化による厳正な人事考課や営業店及び個人実績をより反映した適正な評価を行ったほか、ワークライフバランス実現への取組みとして毎週水曜日の早帰りの実施や休日労働・時間外労働の改善等に取り組みました。

本計画では、女性の活躍を促進する環境整備に取り組むほか、情操教育として、仕事観の再形成やモチベーションアップ、コミュニケーション力向上、部下指導等をテーマとした研修を開催し、行員が働きやすい職場環境の改善及びES向上、職場定着化を図ってまいります。

[1] 女性の活躍を促す環境整備

女性が働きやすく能力を如何なく発揮できる職場環境の整備や、管理職・監督職への登用へ向けた育成方法等の構築について議論を深め、当行全体の施策へ反映することを目的に、平成27年1月、「女性活躍推進WG（女性管理職1名・女性監督職2名・女性一般職4名）」を発足させ、現状分析や女性の活躍推進のためのアンケート調査等を開始しました。

本計画では、当WGにて女性従業員の現状把握や調査・分析等と問題点・改善点の整理を行い、そこで策定される実施計画や実施結果の検証については、経営陣に対して随時提言や報告を行いながら、当行全体の課題として取り組んでいく方針です。

また、本計画期間内に、女性行員（パート行員を含む）の制服を当行のイメージアップに繋がり、業務における機能性を持ったデザインに一新する予定であり、女性目線でのES向上を図ります。

WG：ワーキンググループ

【「女性活躍推進WG」の取組み予定】

活動区分	概要
STEP1 現状の分析と問題点の発見	・女性活躍推進に取り組む目的・方向性や当行の現状に関する協議、アンケート・個別ヒアリングによる調査・分析等
STEP2 具体的取組みの計画の作成	・女性活躍推進の具体的な活動を進める上での、当行にとっての重要課題検討や具体的な実行計画の策定等
STEP3 具体的取組みの実施	・策定した計画の実行と進捗状況管理等
STEP4 具体的取組みの成果点検と見直し	・実施結果の点検と、計画の検証及び次の課題の設定等

[2] ベテラン行員の活性化

当行では、55歳に到達した行員を専任行員として再登用し、業務経験に基づく専門知識・ノウハウを生かして営業店指導担当者や営業店役席者として活躍する専任行員の活性化に取り組んでいます。

本計画では、増加が予想される専任行員の活性化に引き続き取り組みながら、60歳以上の定年後再雇用者の活性化策として、定年後再雇用者の職務開発と処遇改善、安心して働ける環境づくりに取り組んでまいります。

[3]メンタル不全の未然防止

本計画では、行員のストレスチェック制度を創設してストレスチェックと面接指導を行います。また、これらの実施状況を点検・確認し、改善事項について検討を進めながら、行員のメンタル不全の未然防止を図ります。

このほか、「メンタルヘルスマネジメント検定試験（大阪商工会議所主催）」を管理・監督者等を対象に実施し、部下行員が不調に陥らないための普段からの配慮や、部下行員に不調が見受けられた場合の安全配慮義務に則った対応に関する知識習得に取り組んでまいります。

F. 店舗配置・営業体制の見直し

前計画では、営業店及び行員間の地域動向等の情報共有や推進過程における結束力・達成意識向上の観点から、全営業店を6つのブロックに編成した「ブロック推進体制」によって営業推進に取り組んでまいりました。

本計画では、地域産業活性化に貢献する地域密着型金融を組織的に推進するため、ブロック推進体制の変更を含む営業体制の見直しを行います。また、経済規模が縮小期に転換する時代においてもなお、各営業エリアにおいてお客様に質の高い金融サービスを提供し続けるため、将来のマーケット動向や収益性等の様々な視点に立った各エリア・店舗の営業戦略を策定し、戦略に基づく機能変更等を行ってまいります。

(a) 営業推進体制の整備

[1]「地方創生」に関する取組み強化のためのブロック体制の構築

前計画で取り組んだ6つに編成したブロック中心による営業推進体制については、経営強化計画に掲げた計数計画を每期着実に達成するブロック推進体制の主たる目的を遂げる一方で、県北及び県南ブロック等において、広域編成となったブロック各店舗間で経済圏や特性が異なる地域情報を共有し、その環境下で連携して地域活性化への貢献に取り組む点で新たな課題を生じさせています。

そこで本計画では、地域活性化に寄与する「地方創生」に関する取組みの実効性を高めるため、原則として同一地域の経済圏に基づいたブロックに再編成することとし、県北及び県南ブロックを各2ブロックに分割したほか、県央地区5店舗を宮崎市内ブロックより分離し、全6ブロック体制を全9ブロック体制といたしました。

また、地方創生推進に関する本格的な取組みにあたり、各自治体（市町役場）がある営業店の支店長27名を「地方創生推進地区責任者」に任命し、自治体訪問等による連携を行いながら各地で議論が始まった創生プラン策定への参画を図る活動を開始しております。

[2]本部推進体制の強化

本計画では、徹底した経営者様起点の営業展開を实践して地域産業活性化に寄与する「地方創生」への取組みを強化するため、平成27年4月に営業統括部「地域産業支援室」を設置し、同室内に「事業支援・お悩み解決

グループ」と「地方創生推進グループ」を設置しました。

また、営業統括部の事業先専担者及びF P担当者を段階的に増員し、営業店が収集した情報をより多く成約に繋げて営業収益拡大を目指すほか、個人ローン推進部カスタマーセンター担当者を増員し、非対面チャネルによる個人向け融資受付拡大に取り組めます。

(b) 店舗配置の見直し

[1] 店舗別営業推進戦略の見直し

現在、当行では全営業店でフルバンキング業務を行っていますが、行員が業務スキルを短期間で習得して質の高い提案営業の実践による営業推進を強化する体制を構築するため、平成27年4月の人事異動において融資業務等の取扱いが多い中核店舗への若手行員を中心とした人員の傾斜配分を実施し、営業店現場におけるO J Tを中心とした短期間での人財育成を図ることといたしました。

本計画では、各営業店の営業推進戦略を見直し、戦略に基づいた業務改革や店舗機能の変更等について検討・実施してまいります。

[2] 長期的な店舗戦略策定

前計画では、業務効率化委員会「店舗運営WG*（店舗部会）」を設置して、各地域特性や各営業店の業績・地域貢献等に関する調査・分析を行い、中長期視点に立った各営業店の営業戦略の検討及び戦略に基づく業務見直し・人材配置に取り組ましました。その結果、宮崎市中心市街地活性化に貢献するため、本店営業部橘通出張所に中央支店を移転し「アートセンター支店」としてフルバンキングにてリニューアルオープンしました。

本計画では、宮崎市・延岡市・都城市の主要3地域（周辺地域を含む）について人口動態等の将来の市場予測等を行い、各地域の特性を踏まえた長期的に持続可能な営業戦略と店舗展開について検討を進めてまいります。また、インターネットを通じた金融サービス提供として既存の非対面チャネルの充実策やネット支店新設について引き続き検討を行い、お客様が好みのチャネルを使っていつでも当行を利用いただける環境整備に取り組んでまいります。

WG：ワーキンググループ

G. S B K及び加盟行との連携強化

当行は、基幹システムを共同運営するS B K（事業組合システムバンキング九州共同センター）及びS B Kに加盟している九州地区第二地方銀行との連携を強化して、引き続き顧客サービス向上と業務効率化に取り組んでまいります。

(a) 計画的システム投資の検討（S B Kローコスト運営拡大プロジェクトの推進）

S B K加盟行は、平成25年10月に発足した「ローコスト運営拡大プロジェクト」において、営業店事務の効率化・集中化やサブシステム等の共同導入による費用低減に関する集中協議・検討を終え、優先的に取り組む7業務

を選定しました。現在、7 業務に関するシステム導入に向けて実務担当者による協議を進めており、このうち「スクリーニングの共通化」、「インターネットバンキング等に係る登録業務の集中化」の2業務の実施及びシステム導入が決定しました。

今後は、残り5業務について協議を進め、順次、共同実施に取り組んでまいります。また、事務取扱マニュアルや帳票類の統一化についても検討を進め、一層のローコスト運営態勢を目指してまいります。

(b) 勘定系システム更改に向けた準備

当行の基幹システムである勘定系システムは、SBK加盟行との共同運営の下で平成23年1月にシステム更改を行っていますが、更改後8年が経過する平成31年1月に次期システムに更改する計画であります。

この計画実現に向けて、SBK加盟各行のシステム担当役員・企画部門長・事務部門長による「次期システム勉強会」を平成26年5月より6回開催して協議を終了いたしました。

今後は、SBK加盟各行の企画部門長・事務部門長による「次期システム検討委員会」を立ち上げ、サービス機能の充実による顧客利便性の向上やシステムリスク対策の充実及び安定的・継続的なサービス提供を目指して、システム更改実現に向けた具体的準備を進めてまいります。

5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

当行は、地域金融機関としてその存立基盤を確立し、経営の効率性と健全性の維持・向上を図ることを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営意思決定の迅速化、機動性の向上、経営監督機能の強化等、適切なガバナンスが行われる組織及び企業風土構築に取り組んでおります。

①取締役会・経営会議

当行取締役会は、お客様第一主義の経営及びリスク管理態勢の強化と遵法精神に富んだ企業風土づくりを経営の最重要課題と位置づけ、また、相互牽制機能を確保するため、監査役（会）や会計監査人との連携強化や監査部の監査態勢強化を図っております。

取締役会は、経営環境の変化に機動的に対応できるよう取締役の任期を1年としており、外部の客観的な観点からの知見を当行の経営全般へ活かしていく目的で平成23年6月に1名、平成27年6月に1名の社外取締役を選任しています。

さらに、平成24年6月より取締役の業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や、株主重視の経営意識をより高めるため、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型報酬を導入する役員報酬制度への見直しを行っております。

取締役会規定では原則月1回の開催を規定していますが、必要に応じて可能な限り取締役会を開催し、各業務部門から執行状況の報告を受けるほか、合議による経営意思の決定を行い、取締役会運営の透明化、審議の充実化に努めております。

さらに、取締役会のほか役付取締役で構成する経営会議には必ず常勤監査役が出席し、経営執行に対する監視強化と経営に対する評価の客観性確保も図っております。

②監査役・監査役会

当行は監査役会設置会社制度を採用しており、全監査役4名のうち3名は社外監査役であります。監査役会が各年度策定する「監査計画書」の基本方針に取締役会に対する監査を最重要テーマの一つとして掲げ、全監査役が取締役会に出席し客観的な立場で発言を行っており、毎月開催する監査役会等において取締役等の職務の執行を検証しているほか、四半期毎の会計監査人との協議会や四半期毎の内部監査部門との定例協議会を開催し、監査機能の発揮に努めております。

さらに監査役会は、代表取締役頭取と定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係の構築に努めております。

また、常勤監査役は、取締役会や経営会議、その他の行内重要会議に可能な限り出席し、経営強化計画の進捗状況について主管部部長に報告と説明を求め、達成のために必要な内部管理体制の整備に向けた提言を行うなど、監査活動に努めております。

③独立した立場による内部監査

当行の内部監査態勢は、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、監査部には被監査部門の全ての業務執行を一切の影響を受けず独自の立場で監査できる権限を付与しております。監査部は、監査役及び監査役会との連携を強化するとともに会計監査人との連携も適切に行っております。

また、監査部は、取締役会で承認を受けた監査計画に基づく監査を実施するとともに、その結果について適時適切に取締役会へ報告を行っており、取締役会が必要な改善を指示していることに加え、頭取、専務自らも必要に応じて直接指導並びに所管部署に対し改善指示する体制としているなど、経営として十分な関与を行っております。

④会社法改正への対応

平成26年6月に公布された改正会社法を受け、当行では、「グループ会社運営規定」を新設・規定化するとともに、「内部統制に係る基本方針」の改定を行っております。また、平成27年2月に公布された会社法施行規則の改正を受け、グループ会社に「リスク管理基準」を新設させ、当行への報告体制を確保するとともに、当行の監査役監査基準において監査役報告体制を規定するほか、平成27年3月に監査役会において、「監査役(会)報告基準」を定めるなど、企業集団として適切なグループ内部統制システムの構築に向けた取組みを行っております。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

当行は、自己資本等で示される経営体力の範囲内で適切なリスクテイクを行うことにより、経営の健全性を確保しつつ収益力の向上を図ることとしており、その適切性を確保するために、ALM委員会、リスク管理委員会、取締役会等を通じた統合的リスク管理を実践し、その実効性向上に努めております。

このような中、東日本大震災や欧州債務危機等の想定外の事象が発生するなど、市場リスク、信用リスク等のリスク管理にはこれまで以上に慎重かつ強固な対応が求められる状況になっていると認識しており、この認識の下、リスク管理体制の一層の強化及び実効性の向上に取り組んでまいります。

①統合的リスク管理体制強化のための方策

当行では、毎期、取締役会において信用リスク、市場リスク等の各リスクに対する配賦資本（リスク資本）額を決定し、定期的にALM委員会やリスク管理委員会において配賦資本に対する各リスク量の状況を検証し、配賦資本に見合った適切なリスクテイクが行われていることを確認する統合的リスク管理を行っております。今後も、当該統合リスク管理手法を継続するとともに、その実効性の向上のため、バッファー資本の十分性、資本配賦の適切性等の検討や管理対象リスクの網羅性の定期的な確認等の施策を実施してまいります。

また、ストレステスト実施態勢上の問題点・弱点の洗出しを実施するなど、ストレステストの有効性向上を図るとともに、ストレステストの結果等を踏まえて経営陣がリスク顕在化の場合の必要施策の十分な検討ができる態勢の充実を図ってまいります。

②信用リスク管理体制強化のための方策

A. 今後の体制強化のための方策

(a) 与信ポートフォリオ管理の充実

信用リスク管理については、ストレステストを含め、統合的リスク管理においてリスク限度枠管理を行うとともに、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの現状評価やリスクの偏在等について検証しております。

与信ポートフォリオ管理については、信用リスク計量化手法により、個社別、業種別、営業店別のリスク量分析でリスクの偏在等の検証を行い、また、個社別採算管理等の参考資料を作成し、信用リスク管理協議会において業務担当部署へ還元し、リスク管理委員会へ報告等を行う態勢としています。

今後も信用リスク管理システムのデータ蓄積・精緻化を図り、与信ポートフォリオ管理を始めとした信用リスク管理の改善・充実に努めてまいります。

(b) 大口与信リスク管理手法の見直しによる与信集中リスクの抑制のためのPDCA管理強化

平成24年9月に制定した「大口与信管理規定」「大口与信管理規定細則」及び「大口与信先等管理データ手引書」に基づく、「大口与信先等管理報告（四半期毎、取締役会への付議）」や「融資動静報告（毎月、取締役への稟議）」における結果の検証を定着させておりますが、今後も大口与信リスク抑制に対する結果検証を通じたPDCA管理強化を図ります。

また、経営陣が大口与信リスクをより明確でスピーディーに把握するため、融資部と経営企画部リスク管理グループがそれぞれ行っている大口与信リスク関連報告について、報告基準や周期等を見直し、取締役会等への報告を一元化するなど、事後管理の充実に努めてまいります。

(c) 公的資金の有効活用

当行は、地元の事業者に対してさらなる円滑な資金供給を行うために、国の資本参加による資本増強を行い、地元の中小規模事業者を中心に資金供給を積極的に行ってまいりました。また、当行における過去の多額の不良債権処理の背景には、与信集中度の高さという信用リスク上の課題があり、この与信集中度合の緩和にも併行して取り組んでまいりました。

その結果、平成27年3月末の地元向け事業性融資額は公的資金受け入れ時の平成22年3月末比で133億64百万円増加しておりますが、与信集中度合緩和のために小口分散型ポートフォリオの構築を進めてきたことで、地元向け事業性融資の上位10社の純与信額割合は平成22年3月期末の17.8%から平成27年3月期までに14.3%まで低下させており、融資額を増加させつつ与信集中による信用リスクの抑制を図ってまいりました。

今後は、現状の与信集中リスクを抑制した小口分散型ポートフォリオを維持しつつ、さらに多くの地元中小規模事業者に対する資金供給を行い、公的資金の有効活用に努めてまいります。

(d) 住宅ローン（アパートローン含む）リスク管理の高度化

当行の平成 27 年 3 月末における住宅ローン残高（アパートローン含む）は 1,087 億円で総貸出金に占める割合が 20%を超える状況となっており、貸出ポートフォリオの中でも重要な商品の一つとなっております。

このような状況下、住宅ローンにおける他金融機関との金利競合が激化している中で、住宅ローンの収益性確保を重要な経営課題の一つとして認識しており、これまでに住宅ローンのデフォルト及び期限前償還分析のためのデータベースを構築して住宅ローンの生涯収益把握を行っているほか、より複雑な管理を必要とするアパートローンリスク管理に関する外部機関研究会に参加するなど、リスク管理の高度化を図ってきました。今後も、住宅ローンの生涯収益を定期的に把握し、収益性確保の状況を確認してまいります。

(e) 中小企業金融円滑化法の終了を踏まえた取組み

平成 25 年 3 月に中小企業金融円滑化法が終了しましたが、当行では、引き続き経営改善支援対象先及びその他の管理対象先について、定期的なモニタリングの実施や経営改善のための管理強化に努めており、営業店と本部が一体となって、よりきめ細かく経営改善指導を行う態勢整備を行っております。

今後も、中小企業再生支援協議会等と連携した取組みを強化し、ランクアップのさらなる増加とランクダウンの減少に努めてまいります。

(f) 不良債権の適切な管理のための方策

実質破綻先・破綻先については、大口先や長期延滞先を中心に回収計画を策定した上で任意売却あるいは競売による不動産担保処分を行い、貸出金の償却や債権売却によるオフバランス化を進めてまいります。

③市場リスク管理体制強化のための方策

当行では、業務部門における市場リスクテイクの状況を、経営企画部リスク管理グループがミドル部門として、統合的リスク管理の一環として分析・評価し、定期的に開催するALM委員会、リスク管理委員会等において市場リスク量や管理の適切性等を検証・確認する態勢としております。当行は、有価証券全体に占める株式のウェイトが高く、そのため市場リスク、中でも価格変動リスクが大きい状況にあり、また、昨今の金融環境から金利上昇によるリスクも警戒すべき状況にあると認識しており、今後も各業務部門における市場リスクの管理と統合的リスク管理による管理を継続し、併せてその実効性向上に取り組んでまいります。

また、リスク管理委員会において市場利回りと株価の変動による評価損益増減分析を行い、株価と金利の変動による収益や自己資本への影響度について評価しておりますが、今後もこの分析、評価を継続するなど、市場リスク管理の高度化に取り組んでまいります。

A. 統合的リスク管理の活用

経営企画部リスク管理グループが、統合的リスク管理の中で配賦資本額に対する市場リスク量の状況のほか、株式に係るリスク量やアウトライヤー規制に

対する金利リスクの状況等の分析・評価を行い、毎月開催するALM委員会及び四半期毎に開催するリスク管理委員会において報告を行うなど、経営陣が市場リスクを的確に認識し、適切な判断が行える態勢を維持してまいります。

B. 有価証券運用管理態勢の強化

前計画では、経営体力比適切なリスク量に統制する観点から、株式保有リスクを低減させるとともに、債券重視型ポートフォリオへの転換を進めた結果、平成27年3月末における有価証券全体に占める株式保有割合は8.4%と、平成24年3月末比で3.1ポイント低減しました。

債券保有割合についても82.8%となり、債券重視型ポートフォリオに概ね移行したものと判断しています。また、市場運用部門における債券全体のデュレーションは3.5年と長期化を抑制し、金利上昇リスクへの対応を行ってまいりました。しかしながら、現行の低金利状態の中で、債券利回りが低いことから、有価証券利息配当金が減少傾向にあります。

これらを背景として、本計画では市場リスクを考慮しながら有価証券ポートフォリオを一部見直し、収益力の向上を目指すことといたしました。債券金利は低位状況にありますが、従来の債券投資に重点を置きながら、債券運用の代替運用として投資信託運用も活用する運用としてまいります。

有価証券運用管理においては、金利は低位にあるものの、量的には債券が依然運用の中心になることから、将来への金利上昇リスクに備えて、引き続きデュレーションの長期化を抑制してまいります。また、株式保有については、価格変動リスクが大きく、当行の収益・経営体力に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、そのリスクについては重要な経営課題として捉え、有価証券全体に占める株式保有比率を今後も10%以内とし、遵守いたします。この目標管理については、業務担当部署の定期的な業務執行報告において進捗状況を確認するとともに、統合的リスクを管理するALM委員会やリスク管理委員会においても、その進捗状況を確認いたします。

④流動性リスク管理の強化

流動性リスク管理については、銀行経営にとって極めて重要な課題であることから、資金効率に配慮しつつ、流動性を十分に考慮した資金運用・管理を行うとともに、ALM委員会において流動性に係る分析・評価を月次で実施するなど、流動性リスク管理基準に沿った適切な対応を行っております。このほか、業務主管部署が、資金繰りの状況や計画・見通しについて取締役会等に定期的に報告・付議するなど、流動性リスク管理については、十分な管理態勢が整備されており、今後も現在の報告・管理態勢の維持・強化に努めてまいります。

⑤オペレーショナルリスク管理の強化

当行では、オペレーショナルリスク管理方針や管理基準に基づき、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のオペレーショナルリスクとして規定している個々のリスクの管理主管部署が、取締役会等にその管理状況に関する業務報告を行っております。また、統括部署である経営企画部リスク管理グループは、上記

の管理主管部署に各リスクの管理状況の報告を求め、それを基に取り纏めたオペレーショナルリスクの総合的な報告を取締役会等に対して行い、これらの報告により取締役会等が個々のリスク管理の状況とあわせて、オペレーショナルリスク管理の状況を総体的に把握できる態勢としております。

こうした中、オペレーショナルリスクの主要リスクである事務リスクの管理においては、主管部署である事務部による他部署の事務リスク管理に対する関与を充実させる必要がある、あるいは自店検査の機能を十分に活かす必要があるといった課題があることから、今後、事務部企画指導グループ及び事務検査グループが中心となり、また、同部が主催する自店検査や事務管理に関する会議等を通じて、事務リスク管理強化のための連携強化、自店検査の実効性向上等に取り組むことといたしました。

システムリスクについては、インターネット利用機会の拡大に伴い、インターネットバンキングにおける顧客情報の窃取や不正取引等の新たなリスク要因が発生していることから、電子証明書方式やワンタイムパスワード等による高度なセキュリティシステムの導入を進めてまいります。

法務リスク管理、人的リスク管理の観点からは、継続的な課題として、行員の倫理観・遵法精神の一層の高揚、行員に対する生活指導あるいはカウンセリングの充実等を図っていく必要があり、そのための取組みを行ってまいります。

オペレーショナルリスクの総合的な管理については、経営陣がオペレーショナルリスクの顕現化の具体的事象を認識し、その顕現化防止に向けた適切な指示・指導ができるような態勢とするため、今後もオペレーショナルリスクの総合的な報告を継続していくとともに、統括部署である経営企画部リスク管理グループが個々のリスク管理主管部署の組織横断的なリスク管理の強化をサポートするなど、その機能を発揮する態勢の充実を図ってまいります。

このほか、危機管理態勢については、従来、危機管理対策会議を定期的で開催するとともに、東日本大震災等を踏まえた危機管理対応マニュアルの見直しや、業務継続（BCP）訓練・総合防災訓練を実施しておりますが、今後も、同様の取組みを継続し、実効性向上など業務継続態勢の充実を図ってまいります。

⑥自己資本管理態勢の強化

自己資本管理規定に基づき、定期的開催するALM委員会において統合的リスク管理の結果検証等を実施し、期中におけるリスク量に対する自己資本の十分性等の充実度を確認しております。また、平成22年度上期（平成22年3月基準）からは、6ヵ月毎に自己資本の額及び質に関する充実度の評価・報告を実施することとしており、今後もこの取組みを継続し自己資本管理態勢の充実を図ってまいります。

また、市場リスク管理において実施する「市場利回りと株価の変動による評価損益増減分析」及び「株価と金利の変動による損益の収益や自己資本への影響度評価」を通じた自己資本の十分性の検討も継続して実施してまいります。

なお、当行では、利益等の内部留保の積上げによる自己資本の充実、資本の質の向上に努めることとしておりますが、平成26年度の利益計上により平成27年3月末の自己資本比率は9.26%と前年度からそれぞれ0.16ポイント改善しています。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、地域社会からの信用・信頼を存立基盤とする地域金融機関であり、あるべき姿としている「地域密着型庶民銀行」実現のために、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守の徹底、企業倫理の確立、不祥事件の未然防止並びに反社会的勢力の排除に取り組んでまいります。

①コンプライアンス態勢の強化・確立

頭取を委員長とし全取締役で構成する「コンプライアンス委員会」、その下部組織として本部各部長で構成する「コンプライアンス部会」において、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックしております。また、統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店にはコンプライアンス担当者を配置しております。

法令等遵守と不祥事件未然防止のための活動計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、同プログラムに基づきコンプライアンス統括部による営業店臨店指導を実施しており、コンプライアンスに係る不備事項等の改善指示や注意喚起を行うとともに、その進捗状況を四半期毎にコンプライアンス委員会に報告しております。

②コンプライアンス意識の浸透・定着に向けた取組み

当行では、頭取が年頭所感や支店長会等のあらゆる機会を捉えて、必ずコンプライアンスに係る訓示を行っています。また、職位や年代別等にて実施されるすべての行内研修等の冒頭で、役員がコンプライアンスに関する講話を行っています。

さらに、年間を通じた役員の営業店臨店の際に「役員と営業店行員とのコンプライアンス醸成のための意見交換会」を開催しており、その中で法令等遵守・顧客保護等管理態勢について、行員のコンプライアンス意識の浸透・定着に向けて取り組んでいます。

本部・営業店では、毎月の全体会議における頭取訓示の継続周知に加えて、月2回以上開催するコンプライアンス研修においてコンプライアンスチェックカードや内部通報制度カードの読み合わせを行い、啓蒙活動の充実を図っております。

また、顧問弁護士による役員及び本部コンプライアンス担当者研修や宮崎財務事務所担当者を講師としたコンプライアンスに関する出前講座の積極的な開催、受講者の理解が高まりやすい少人数制研修を通じた役席者の事務レベル向上及び検証力強化、コンプライアンス統括部の営業店臨店指導による不祥事件の未然防止や法令等遵守・顧客保護等に向けたモニタリング強化に取り組んでいます。

今後もこれら取組みを継続し、適時適切な見直しや検証を行うことによって一層の充実・強化を図ってまいります。

③反社会的勢力排除に向けた取組み強化

反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底するため、それらの情報をデータベース化し本部と営業店が共有する「スクリーニングシステム」を活用しており、反社会的勢力からの預金口座開設や融資申込みについては全て謝絶するほか、必要に応じて警察等へ照会を行っています。また、反社会的勢力との関係遮断の実効

性を高めるため、①反社取引の未然防止（入口）として、取引開始時のスクリーニング実施及び契約書等への暴力団排除条項の導入徹底、②事後チェックと内部管理（中間管理）として、取引モニタリングや定期的な事後スクリーニングの実施、③反社との取引解消（出口）を行う態勢としており、結果を四半期毎にコンプライアンス委員会で報告しています。

今後も、正確なスクリーニングの検証とデータベースの整備拡充、適切な事後スクリーニングやモニタリングを実施するとともに、警察、宮崎県暴力追放センター、顧問弁護士等と連携強化に努め、組織的に厳正な対応を図ってまいります。

④法令及びルール等遵守体制の強化

A. マネー・ローンダリング、振込め詐欺、不正利用口座等の金融犯罪防止態勢の強化

本人確認や取引時確認の周知・徹底、取引モニタリングを踏まえた疑わしい取引の届出等、お客様の利便性にも配慮しつつ適切な対応を図ってまいります。

B. リーガルチェック態勢の充実

業務の適法性を確保するため、コンプライアンス・マニュアルにリーガルチェックに係る実施方法・実施項目を記載し、実施されたリーガルチェックはコンプライアンス統括部にて一元的に管理しています。利益相反行為、優越的地位の濫用等、法令遵守の観点から適切なリーガルチェック態勢の充実を図ります。

C. 顧客サポート態勢の充実・強化

お客様の相談・苦情等については、コンプライアンス統括部においてクレーム対応支援システムを活用し、一元的に管理しています。また、毎月開催する「相談・苦情対策プロジェクト会議」にて相談・苦情等の原因分析、問題点、再発防止策等について協議を行い、改善策の策定及び営業店への指導・周知を行うとともに、協議結果を四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告し、再発防止に努めております。今後も、金融ADR制度に関する対応を含めてお客様サポート態勢の充実・強化に取り組んでまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

①監査役・監査役会による監査

当行は監査役会設置会社制度を採用しており、全監査役4名のうち3名は社外監査役であります。

経営執行に対する監視強化と経営に対する評価の客観性を確保するため、取締役会のほか経営会議には必ず常勤監査役が出席することとしており、平成26年度は31回開催された取締役会の全てに常勤監査役が出席したほか、社外監査役の1名以上の取締役会への出席も31回（出席率100%）となっております。

取締役会等において客観的な立場で提言を行うなど、各監査役による牽制の効果が発揮されており、今後もこの監視体制を堅持してまいります。

②経営に対する客観的な意見の反映

経営に対する評価の客観性を確保するため、商工業行政の経験者など社外の第三者で構成する「経営評価委員会」を平成22年11月に設置しております。

これまで6ヵ月毎に計9回開催し、お取引先への本業支援や経営支援の取組み、地域の成長戦略を後押しするための役割、当行の営業チャネル・イメージ戦略といったテーマについて、各委員から様々な視点で「評価・助言」をいただき、これを経営に活用しております。

今後も、当行の経営方針や経営戦略、地域貢献や信用供与の状況、経営強化計画の履行状況等について客観的な立場による評価や助言をいただき、これを経営に反映することによって、当行の経営の客観性と透明性を高めていく方針です。

(5) 情報開示の充実のための方策

①四半期毎の情報開示の充実

お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会の皆様等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な四半期情報開示の提供に努めております。開示手段としては、証券取引所への適時開示やホームページ掲載のほか、特に地域の皆様への正確な情報開示を目的として、半期毎に頭取出席による宮崎県庁記者クラブでの記者会見を実施しております。今後も、迅速かつ正確な情報開示に努めてまいります。

②会社情報の適時開示

当行では、法定開示を補完することを目的に、重要な会社情報を適時適切に投資者に対して開示するため、「会社情報適時開示基準」を定めるとともに、行内体制を構築することで、情報開示の充実に努めております。

③主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行は地域に役立つ銀行として、地域密着型金融の推進による中小企業の経営支援のほか、文化・スポーツ・環境等に関する地域振興事業やボランティア活動への協力、地域の活性化や社会貢献に努めており、これらの取組みをディスクロージャー誌、プレスリリース、ホームページ等で開示しております。

今後もこうした活動を充実させながら、地域へ積極的に情報発信いたします。

④株主紹介（IR含む）への取組み

当行は、株主の皆様理解されやすいディスクロージャー誌の制作に努めているほか、株主総会において図表・グラフ等を使用した業績説明を行っています。

また、地域の多くのお客様が当行株主になっていただけるよう、当行の地域貢献に関する情報発信と併行して株主紹介活動に取り組んでおり、今後は、株主やお取引先向けの経営説明会の開催等、情報開示（IR）の充実に図り、お客様が当行への理解をより深めていただくよう努めてまいります。

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策

①基本方針

地域の中小規模事業者等に対する支援を強化して信用供与の一層の円滑化に努め、地域産業活性化へ貢献することは、地域金融機関である当行に課せられた責務であり、また当行自身の経営基盤の強化を図るものであると認識しています。

この認識の下、前計画では、より多くのお取引先の資金ニーズにスピーディーにお応えできる小口融資を中心とした貸出残高・取引先数増加を図ることとし、お取引先訪問や新規開拓・成長分野への提案活動を強化し、資金ニーズ創出に努めました。また、コンサルティング機能を充実させてお取引先の多様なニーズにお応えするため、外部支援機関との連携等による販路拡大や農商工連携支援、事業再生や経営改善支援等の地域密着型金融推進の本格展開に全行を挙げて取り組んでまいりました。

本計画では、お取引先訪問や新規開拓活動の一層の定着を図りながら、お取引先の「真のお悩み」をスピーディーに解決する徹底した経営者様起点の営業展開を実践いたします。また、取引先数が拡大した小口融資先への信用供与を強化するほか、事業性評価に基づく新規融資（リスクマネー）拡大に取り組み、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化と地域産業活性化に貢献してまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

本計画では、新規融資開拓を担う事業先専担者の体制充実や営業店行員の傾斜配分、成長産業を中心とした業種別審査担当者の配置を行い、中小規模事業者等向け信用供与の一層の拡大を図ってまいります。

A. 事業先専担者の増員・配置転換、営業店行員の再配置

本計画では、営業統括部地域産業支援室の事業先専担者を順次増員しながら融資開拓余力等の市場性を踏まえて配置転換を進めてまいります。

また、地域性に応じた営業店行員の傾斜配分を進めるほか、若手の融資・渉外行員を中核店舗へ計画的に配置転換し、質の高いソリューション営業スキルの短期間での習得に取り組みます。（詳細は22頁4-(3)-①-C-(b)「事業先専担者の活動強化」、33頁4-(3)-③-A-(b)「効果的・実効性のある人員配置」に記載しています。）

B. 業種別審査担当者の配置

本計画では、「医療・介護・福祉」「不動産業(個人による貸家業を含む)」「再生エネルギー関連(太陽光発電事業向け融資、ABL融資等)」等について、融資部内に業種別審査担当者を配置し、申込受付割合が拡大している成長産業等の融資審査をスピーディーに行うほか、定量的な財務資料等に加えて、企業の事業内容・技術力・持続性や成長性及び経営者の資質等を適切に評価する事業

性評価に取り組んでまいります。(詳細は23頁4-(3)-①-D-(b)「業種別審査担当者の配置」等に記載しています。)

②担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当行は、中小企業者への資金供給の円滑化の一環として担保又は保証に過度に依存しない融資促進に努めており、信用供与手法の多様化を図るため、平成 25 年 9 月に売掛債権担保評価を行うためのシステムを導入し、ABL（動産・売掛金担保融資）の積極活用と動産・売掛金担保の一般担保化に向けた取扱いを開始しています。

本計画では、ABL をご利用中のお取引先の継続的な利用促進に加えて、新規ご利用先の拡大に取り組むほか、ABL に関する資格取得等による行員の目利き能力の養成や審査能力の向上を図ってまいります。

また、知的財産権担保融資については、継続して検討を行っており、また、環境格付を活用した融資手法の一つである環境省の「環境配慮型融資利子補給金交付事業」の活用については、前提となる行内の環境格付モデルの構築や環境格付融資商品開発の見通しについて、検討を進めてまいります。

③中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行の主要な営業エリアである宮崎県の総貸出金残高は、前計画期間中に 3,937 億円増加しております。

当行は、前計画期間中に、中小規模事業者等向け貸出拡大に積極的に取り組んだ結果、当行の宮崎県内における平成 27 年 3 月末の同貸出残高は 1,908 億円（県外を含む合計は 2,243 億円）で、56 億円（同 79 億円）増加しました。

これらを増加率で分析しますと、宮崎県における過去 3 年間の総貸出金残高は 17.2%増加しており、当行の宮崎県内における中小規模事業者等向け貸出残高は 3.0%増加、総貸出金残高は 7.4%増加しています。

当行は、3 年の本計画期間中に中小規模事業者等向け貸出残高を県外を含む合計で 277 億円、12.3%増加させる計画としています。この数値計画は、これまでの増加実績を上回る計画であり、前計画において資金提供を拡大させた太陽光発電事業向け融資の需要が固定価格買取制度の見直しによって縮小することが予想されることなどから、計画達成にはもう一段の工夫と営業努力が必要であると認識しています。

そこで本計画では、平成 27 年 4 月に「みやぎきたいよう地方創生ファンド」を新設し、年間 200 億円規模の当ファンドを地域の多くの事業者提供する活動を 3 年間継続することで、地方創生に資する事業への資金供給を拡大し、計画終期の中小規模事業者等向け貸出残高を 2,520 億円に増加させてまいります。

また、事業性融資先全先訪問等を通じてお取引先とのリレーション強化に引き続き努めるほか、お取引先の事業内容や成長可能性などの事業性を適切に把握・評価するコンサルティング営業の定着に取り組んでまいります。(詳細は 20 頁 4-(3)-①-C「地方創生マネーの供給等による事業性融資拡大」に記載しています。)

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表34）】（単位：億円、％）

	24/3期 実績	24/9期 実績	25/3期 実績	25/9期 実績	26/3期 実績	26/9期 実績	27/3期 実績
中小規模事業者等 向け貸出残高	2,164	2,147	2,196	2,172	2,236	2,268	2,243
総資産末残	5,890	5,931	6,048	6,024	6,171	6,300	6,419
総資産に対する 比率	36.74	36.20	36.30	36.05	36.23	36.00	34.94

	27/3期 実績(始期)	27/9期 計画	28/3期 計画	28/9期 計画	29/3期 計画	29/9期 計画	30/3期 計画	計画 始期比
中小規模事業者等 向け貸出残高	2,243	2,260	2,340	2,360	2,440	2,460	2,520	277
総資産末残	6,419	6,425	6,478	6,534	6,590	6,659	6,728	309
総資産に対する 比率	34.94	35.17	36.12	36.11	37.02	36.94	37.45	2.51

※中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有するSPC向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

（参考）【中小規模事業者等向け貸出先数（表35）】（単位：先）

	24/3期 実績	24/9期 実績	25/3期 実績	25/9期 実績	26/3期 実績	26/9期 実績	27/3期 実績
中小規模事業者等 向け貸出先数	6,731	6,976	7,307	7,541	7,877	8,237	8,607

	27/3期 実績(始期)	27/9期 計画	28/3期 計画	28/9期 計画	29/3期 計画	29/9期 計画	30/3期 計画	計画 始期比
中小規模事業者等 向け貸出先数	8,607	8,720	8,840	8,960	9,080	9,200	9,320	713

【宮崎県における総貸出金と中小規模事業者等向け貸出残高の推移（表36）】（単位：億円、％）

	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期	27/3期対 24/3期
(宮崎県) 総貸出金残高	22,859	23,635	25,231	26,796	3,937
前年度末比増減率	2.9	3.4	6.8	6.2	17.2
(当行) 総貸出金残高	3,690	3,828	3,898	3,963	273
前年度末比増減率	1.7	3.7	1.8	1.7	7.4
(宮崎県) 総貸出金残高に占める割合	16.1	16.2	15.4	14.8	△1.4
中小規模事業者等向け貸出残高	1,852	1,874	1,900	1,908	56
前年度末比増減率	0.9	1.2	1.4	0.4	3.0

※宮崎県の総貸出金は、宮崎県ホームページ「統計みやざき：金融機関別貸出金残高（本県）」より

（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

本計画では、お取引先企業の経営者様の経営上のお悩みを当行自らの課題として位置づけ、経営者様と力を合わせてお悩みを解決する経営改善支援に重点的に取り組んでまいります。

これに伴い、経営改善支援の取組みに関する具体的方策について、より精度の高いお悩みの解決策を幅広く提供する方策に見直しを行ったことから、各方策の取組先数及びお取引先総数に占める経営改善支援取組先数の割合の数値計画を以下の通りとし、積極的に取り組むことといたしました。（具体的な取組方策の詳細は14頁～26頁4-(3)-①「地域産業活性化への貢献」に記載しています。）

【経営改善の取組み（表37）】（単位：先、％）

	24/3期 実績	24/9期 実績	25/3期 実績	25/9期 実績	26/3期 実績	26/9期 実績	27/3期 実績
創業・新事業開拓支援	50	52	77	122	155	106	109
経営相談・早期事業再生支援	159	367	369	699	836	888	720
事業承継支援	10	10	34	19	17	20	18
担保・保証に過度に依存しない融資	8 (764)	4 (599)	4 (710)	5 (376)	10 (604)	18 (598)	33 (460)
経営改善支援取組先数合計(a)	227 (983)	433 (1,028)	484 (1,190)	845 (1,216)	1,018 (1,612)	1,032 (1,612)	880 (1,307)
取引先数(b)	6,801	7,043	7,379	7,613	7,955	8,312	8,679
経営改善支援取組率(a/b)	3.33 (14.45)	6.14 (14.59)	6.55 (16.12)	11.09 (15.97)	12.79 (20.26)	12.41 (19.39)	10.13 (15.05)

	27/3期 実績(始期)	27/9期 計画	28/3期 計画	28/9期 計画	29/3期 計画	29/9期 計画	30/3期 計画	計画 始期比
創業・新事業開拓支援	109	108	110	122	117	122	132	23
経営相談・早期事業再生支援	720	732	752	902	922	1,082	1,102	382
事業承継支援	18	83	103	133	153	203	233	215
担保・保証に過度に依存しない融資	33	15	15	15	15	15	15	△18
経営改善支援取組先数合計(a)	880	938	980	1,162	1,207	1,422	1,482	602
取引先数(b)	8,679	8,794	8,915	9,036	9,157	9,278	9,399	720
経営改善支援取組率(a/b)	10.13	10.66	10.99	12.85	13.18	15.32	15.76	5.63

※1 前計画では、小口融資先拡大の観点から事業性カードローンのご提案を推進し、同ローン新規契約先を「担保・保証に過度に依存しない融資」先として各期平均545先を計上しておりました。

本計画における経営改善の取組みは、既存のお取引先の「真のお悩み」を聴き取り、事業性評価の状況を踏まえながら経営者様との協働による「お悩み解決」に重点的に取り組むこととし、新規のお取引先基盤の拡大を趣旨とした事業性カードローンを計上しないこととしております。

※2 ※1を踏まえ、本計画では、お取引先の「真のお悩み」を営業統括部「地域産業支援室」にて集約し、「1. 創業・新事業開拓支援」、「2. 経営相談・早期事業再生支援」をより強化する計画としたほか、お取引先の「お悩み解決」に繋がる方策を充実させ、これに伴って経営改善支援の取組項目を変更しております。

※3 表中、24/3期～27/3期実績の（ ）の計数は、前計画の基準による実績を記載しております。

※4 「経営改善支援取組先」とは、次の項目への取組先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- (1) 人口減少に伴う収益力低下に歯止めをかけるための経営支援（創業・新事業開拓支援等）を行った先（ものづくり・商業・サービス革新事業支援等の公的補助金・助成金の活用）
- (2) 国や地公体、各支援機関、教育機関、商工三団体、コンサルティング会社、専門家等と連携強化を行った先
- (3) 「みやざき未来応援ファンド」等の投資支援、その他ベンチャーキャピタル等とのビジネスマッチング、地元企業へのIPO支援など、(株)宮崎太陽キャピタルのコンサルティング機能を活用して経営支援を行った先
- (4) 海外取引・海外進出ニーズへの対応を行った先
- (5) 日本政策金融公庫等の支援機関との連携による農商工連携・6次産業化などの支援を行った先

2. 経営相談・早期事業再生支援先

- (1) 国や地公体、支援機関、地元経済団体、民間企業、第二地方銀行協会、豊和銀行・南日本銀行等と連携して販路拡大支援を行った先
- (2) ビジネスマッチングの取組みを成立させた先
- (3) 販路拡大や経営基盤強化を目的とした商談会やセミナー・研修会を実施し、経営支援を行った先
- (4) 「太陽ビジネスクラブ」のレポート提供等による経営支援を行った先
- (5) 営業店・融資部との個社別協議会実施による支援対象先等へ新規信用供与を行った先

- (6) 外部専門機関・コンサルタント等の活用を行った先
 - (7) 抜本的改善計画策定・早期事業再生支援を行った先
 - (8) 準則型私的整理の検討と再チャレンジ支援を行った先
 - (9) M&A・事業譲渡等による支援を行った先
 - (10) 廃業に向けた専門機関との連携を行った先
3. 事業承継支援先
- (1) 提携している専門機関や税理士、コンサルティング会社等の専門家と連携し、事業承継・M&Aの案件発掘及び問題解決を行った先
 - (2) 事業承継・M&A及び資本政策に対する支援を行った先
 - (3) 事業承継・M&Aに関するセミナー・研修等で支援を行った先
4. 担保又は保証に過度に依存しない融資促進先
- (1) ABL手法の活用など動産担保・債権担保融資等を行った先
 - (2) 日本政策金融公庫等の商品性を活かして連携・協調融資を行った先

①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は、地域における創業・新事業進出や技術革新等に取り組む事業者を支援する次の方策に取り組み、地域産業活性化に貢献してまいります。(詳細は16頁4-(3)-①-A「創業・成長産業の後押しによる地域活性化」に記載しています。)

A. 外部支援機関との連携による創業・新事業開拓支援

本計画では、創業補助金や各種補助金の積極的な活用のほか、経営革新支援事業の認定を促すなど、包括連携協定締結に基づく各商工会議所や宮崎県産業振興機構との連携強化や、宮崎県中小企業団体中央会や宮崎県食品産業協議会等との連携による中小企業の創業・新事業開拓支援を強化いたします。

また、宮崎大学との包括連携に基づく取組みの一つである「宮崎大学認定連携協力コーディネーター制度」を引き続き積極的に活用し、お取引先の相談事案を同大学や支援機関に橋渡しする活動に取り組んでまいります。

B. (株)宮崎太陽キャピタルのコンサルティング機能の活用

本計画では、当行関連会社である(株)宮崎太陽キャピタルのコンサルティング機能を活用し、お取引先の技術・経営相談ニーズを公的機関等へ取次ぐ産学官連携や、公的機関の各支援事業及び助成制度活用等に関する提案活動を引き続き強化いたします。

また、「みやざき未来応援ファンド(投資枠6億円)」による成長投資拡大を図るほか、「ふるさと投資」による地域資源を活用した事業創出の取組みとしてクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資活用支援を行ってまいります。

②経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む)に対する支援に係る機能の強化及び早期の事業再生に資するための方策

中小企業金融円滑化法は平成25年3月に終了しましたが、本計画では、当行が選定した経営改善支援先や貸出条件変更を実施したお取引先等の早期事業再生を達成するため、経営改善及び事業再生支援に関する以下の施策を実施してまいります。(詳細は23頁4-(3)-①-E-(a)「早期事業再生の取組み強化」に記載しています。)

- 地域経済活性化支援機構の「特定支援業務」「特定専門家派遣業務」「特定信託引受業務」の活用を検討いたします。また、当機構の短期トレーニー派遣制度を活用して当行行員を出向派遣し、専門的ノウハウの習得・活用に取り組んでまいります。
- 宮崎県中小企業再生支援協議会等と連携し、お取引先の再生計画策定支援等を行うほか、行内研修等を継続的に開催して行員の経営支援スキル向上に努めます。また、民間コンサルタント会社等とも連携し、お取引先の個別相談支援に取り組んでまいります。
- 経営改善計画期間が長期に亘らざるを得ないお取引先について、DDS・DES・DIPファイナンス・事業再生ファンド等の活用による抜本的改善計画策定の支援に取り組むほか、再生に着手したものの計画達成が困難なお取引先等について、DDS等を含む抜本的再生計画への移行を検討いたします。
- お取引先の経営改善計画の主要目標である「トップライン収益の増加」に関して、豊和銀行・南日本銀行との3行合同地域再生支援委員会を中心に、各行のお取引先に県境を越えたビジネスパートナーを紹介する販路拡大等に取り組んでまいります。
- お取引先の早期事業再生支援の一環として、営業店・融資部による個社別協議会を開催し、お取引先の経営状況・課題を丁寧に調査・検討した上でキャッシュフロー改善や売上増加等に寄与する新規信用供与の拡大を図ります。

③ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

本計画では、高齢化の進行に伴って多くの経営者がお悩みを抱えている事業承継支援を強化するほか、再チャレンジのための廃業支援に取り組んでまいります。(詳細は25頁4-(3)-①-E-(b)「提携機関や税理士・コンサルティング会社等との連携による事業承継・M&Aの取組み強化」及び(c)「廃業支援・再チャレンジに向けた取組み強化」に記載しています。)

- 行員の専門資格取得による事業承継・M&Aに関する知識習得に取り組み、お取引先の相談受付態勢の充実を図ります。
- 専門的な事業承継・M&Aニーズへの迅速に対応するため、業務提携団体数を拡大するほか、個別案件の成約に応じて手数料収入をいただくビジネスモデルを構築いたします。
- お取引先向けに、「事業承継セミナー」や「次世塾」等を開催し、事業承継等について学んでいただく機会を提供いたします。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理について、適切な準則型私的整理手続きに即した対応や、保証債務の履行基準に照らした残存資産の範囲など、事業への再チャレンジに向けた支援を検討いたします。
- 事業や雇用の継続に重大な阻害要因を抱えているお取引先について、民間専門機関や宮崎県中小企業再生支援協議会等と連携し、M&A・事業譲渡等の手法によるお取引先のコア事業存続及び雇用維持支援を検討いたします。
- 事業の持続可能性が低い、あるいは見込まれないと判断されたお取引先に対する再起に向けた適切な助言や、自主的かつ円滑な廃業を支援するため、外部支援機関等との連携による私的整理等を検討いたします。

7. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

当行は、経営環境が変化する中で、地域社会のニーズに的確に応え、その繁栄に積極的に貢献していくため、内部留保の増大を図り、経営体質をより健全かつ強靱なものにしていくと同時に、優先株式につきましては約定に沿った配当を行い、普通株式につきましては、今後とも中間配当及び期末配当の年2回の安定的配当を実施していく方針です。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、平成24年6月より、経営改革の一環として、役員の実績向上と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型報酬を組み入れた役員報酬制度へ見直しを行いました。役員賞与については、従前より支給しておりません。

(3) 財源確保の方策

当行は、経営強化計画の着実な実行により、収益力の強化と業務の効率化を図り、安定した利益を確保することにより、平成37年3月末には175億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金130億円の返済財源は確保できると見込んでおります。

【当期純利益、利益剰余金の残高推移（表38）】（単位：億円）

	22/3期 実績	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 計画	29/3期 計画
当期純利益	△83	10	16	11	24	19	11	11
利益剰余金	11	17	29	36	56	72	79	86
	30/3期 計画	31/3期 計画	32/3期 計画	33/3期 計画	34/3期 計画	35/3期 計画	36/3期 計画	37/3期 計画
当期純利益	15	15	15	15	15	15	15	15
利益剰余金	97	108	119	130	142	153	164	175

※利益剰余金は、普通株及び優先株の配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

※当期純利益の推移について

28/3期、29/3期は27/3期に計上した株式等売却益を見込んでおらず、当期純利益は若干減少するものの、30/3期以降は経営強化計画の諸施策の継続的な実施による効果が現れるため、安定的な収益確保を見込んでいます。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

①経営管理

A. 内部統制システム

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を定めるとともに、同基本方針に基づき、業務の適正を確保する体制として、リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査を包括した内部管理体制（内部統制システム）を構築しております。

さらに、当行の内部管理体制の整備状況の確認を目的に、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部、営業店等のすべての業務執行を独自の立場で監査できる体制を構築するとともに、監査部は、監査役及び監査役会との連携を強化し、会計監査人との協議を緊密に行っております。

また、連結子会社については、「グループ会社運営規定」を定め、管理の責任部署を経営企画部とし、3ヵ月毎に連絡会議を開催するほか、連結子会社に内在する各種リスクは経営企画部リスク管理グループにて総合的に管理する仕組みとしております。

B. 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制強化のための全社的管理体制として、経営企画部担当役員を長とし、整備状況評価を行う「第一部会」、運用状況評価を行う「第二部会」及び内部統制運営部会事務局から構成される「内部統制運営部会」を設置し、業務の健全性・適切性の向上に向けた体制の整備に努めております。

C. 内部監査及び監査役監査、会計監査の機能発揮

当行は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は、各年度策定する「監査計画書」の基本方針に取締役会に対する監査を最重要テーマの一つとして掲げ、監査役全員が取締役会に出席し客観的な立場で発言を行っており、毎月開催する監査役会等において取締役等の職務の執行を検証しているほか、四半期毎の会計監査人との協議会や四半期毎の内部監査部門との定例協議会を開催し、監査機能の発揮に努めております

当行は会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人に委嘱しております。

②経営強化計画の進捗管理

当行は、毎月開催する部長会の中に「経営戦略会議」を設置しているほか、関係各部の実務担当者で構成する「経営強化計画進捗管理検討会議」を設置しております。「経営強化計画進捗管理検討会議」では、月次単位で経営強化計画の数値計画や各取組施策の進捗状況を検証し、経営戦略会議及び取締役会への検証結果を報告するとともに、協議・決定された対応策・指示事項等を担当部門へ伝達するPDCAサイクルの徹底を図っております。

本計画では、このPDCAサイクルの徹底を継続しつつ、進捗管理の実効性向上のための管理手法の見直しに取り組んでまいります。

③経営評価委員会

経営に対する評価の客観性を確保するため、社外の第三者で構成する「経営評価委員会」を平成22年11月に設置し、6ヵ月毎に開催しております。

今後も継続的な開催を通じて、当行の経営方針や経営戦略、地域貢献や信用供与の状況、経営強化計画の履行状況等について客観的な立場から評価や助言をいただくとともに、これを経営に反映させ、経営の客観性や透明性を高めていく方針です。

④経営強化計画推進管理に係る監査部監査

監査部は、経営強化計画に基づき行内各部門が遂行する諸施策の取組状況について、監査部が実施する本部監査において、その適切性及び有効性を検証いたします。また、その検証結果については、取締役会等に適時適切に報告することとし、さらに、改善指示等がある場合は、その対応状況についても継続して検証し、経営強化計画推進管理上のP D C A管理強化に関与します。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

当行では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営体力比適正な水準にリスクをコントロールした上で収益力の向上を図るという、バランスのとれた経営を行うよう努めております。

この経営目標の実現に向けて、リスク管理に関する各種規定を整備し、また、その的確な管理の実践のために、リスク統括部署（経営企画部リスク管理グループ）、ALM委員会、リスク管理委員会等の設置など、組織体制の整備を行っております。

こうした規定体系、組織体制の下で、経営企画部リスク管理グループを中心に資本配賦をベースとした統合的リスク管理を行い、その一方で個別リスクを所管する業務部署においても、主に定性的な観点からリスク管理を行っております。

今後においては、5.(2)「リスク管理の体制の強化のための方策」に記載した通り、統合的リスク管理の精緻化、信用リスク管理、市場リスク管理、オペレーショナルリスク及び流動性リスク管理の強化を進めてまいります。

9. 協定銀行が現に保有する取得株式等にかかる事項

発行金額・条件については下記のとおりです。

	項目	内容
1	種類	株式会社宮崎太陽銀行A種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成22年3月31日
3	発行価額	1株につき500円
	非資本組入れ額	1株につき250円
4	発行総額	13,000百万円
5	発行株式数	26百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.05% （平成22年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成22年3月31日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする。） ただし、8%を上限とする。
	優先中間配当	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成22年10月1日
	取得請求期間の終了日	平成37年3月31日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。 （連続取引日は、取得請求期間の初日を含まず、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く）
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から（当該日含まない）の5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役開催日までの30連続取引日（当該日含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から（当該日含まない）の5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額

10. 機能強化のための計画の前提条件

(前提となる経済環境)

前計画期間中の平成24年12月に政権交代が起こり、同時にデフレから脱却し、経済成長を図る「三本の矢」を掲げた経済政策を打ち出した以降において日経平均株価は急上昇し、極度の円高も是正の方向へと進みました。また金利については、「三本の矢」の一つである大胆な金融緩和を受けた日本銀行による異次元の金融緩和実施により低水準での金利推移となっております。

平成26年4月より施行されました消費税増税の反動により個人消費の反動減もありましたが、足元では緩やかな持ち直しを見せており、原油安や低金利など良好な環境経営の持続による企業収益の改善を背景に景気は緩やかな回復基調となっており、今後も緩やかな回復基調が続くと予想しております。

また当行が営業基盤とする地域の経済についても、海外景気の下振れなど地域経済を下押しするリスクはあるものの、各種政策の効果もあって、個人消費、生産活動、雇用情勢が総じて回復へ向かうことが予想されます。

(金利)

緩やかな景気回復が継続すると予想するものの、日本銀行の大規模な金融緩和が継続するとの見方から、本計画期間中は現在の水準に据え置かれるものと予想します。このことから、無担保コール翌日物、TIBOR 3M及び長期金利も、現行程度の水準が続くものと予想しております。

(為替)

日本銀行の大規模な金融緩和が継続しており、米国の利上げ観測が強まるなかで、円高に振れる可能性は低いことから、本計画期間における外国為替相場は、現行程度の水準で推移するものと予想しております。

(株価)

国内景気は、緩やかな回復基調を予想するものの、海外景気の下振れリスク等を勘案して、計画期間中の株価は現状程度の水準が継続することを予想しております。

【各種指標 (表 39)】

指標	27/3 末 実績	27/5 末 実績	27/9 末 前提	28/3 末 前提	28/9 末 前提	29/3 末 前提	29/9 末 前提	30/3 末 前提
無担保コール翌日物(%)	0.015	0.073	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070
TIBOR 3M(%)	0.171	0.170	0.170	0.170	0.170	0.170	0.170	0.170
新発10年国債利回(%)	0.400	0.390	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400
ドル/円レート	120.17	123.73	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00
日経平均株価(円)	19,206	20,563	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000

内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

○貸借対照表等

[単 体]

・ 第 114 期末 (平成 27 年 3 月 31 日)	・ ・ ・ ・ ・	1
貸借対照表		
・ 第 114 期 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	・ ・ ・ ・ ・	2
損益計算書		
・ 第 114 期 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	・ ・ ・ ・ ・	4
株主資本等変動計算書		
・ 個別注記表	・ ・ ・ ・ ・	5

[連 結]

・ 第 114 期末 (平成 27 年 3 月 31 日)	・ ・ ・ ・ ・	15
連結貸借対照表		
・ 第 114 期 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	・ ・ ・ ・ ・	16
連結損益計算書及び連結包括利益計算書		
・ 第 114 期 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	・ ・ ・ ・ ・	18
連結株主資本等変動計算書		
・ 連結注記表	・ ・ ・ ・ ・	19

○自己資本比率を記載した書面

[単 体]

・ 自己資本比率の状況	・ ・ ・ ・ ・	33
-------------	-----------	----

[連 結]

・ 連結自己資本比率の状況	・ ・ ・ ・ ・	36
---------------	-----------	----

○最近の日計表

・ 末残日計表 (平成 27 年 5 月 31 日勘定)	・ ・ ・ ・ ・	39
------------------------------	-----------	----

第2 第114期末（平成27年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	63,729	預 金	591,736
現 金	8,708	当 座 預 金	6,738
預 け 金	55,020	普 通 預 金	269,938
コーポレート	—	貯 蓄 預 金	3,298
買入金銭債権	0	通 知 預 金	1,337
有 価 証 券	114,842	定 期 預 金	286,845
国 債	44,860	定 期 積 金	3,677
地 方 債	3,963	そ の 他 の 預 金	19,900
社 債	26,204	借 用 金	2
株 式	19,692	借 入 金	2
そ の 他 の 証 券	20,122	そ の 他 負 債	2,678
貸 出 金	453,002	未 決 済 為 替 借	155
割 引 手 形	2,970	未 払 法 人 税 等	776
手 形 貸 付	14,155	未 払 費 用	602
証 書 貸 付	404,691	前 受 収 益	288
当 座 貸 越	31,185	給 付 補 填 備 金	0
そ の 他 資 産	1,067	リ ー ス 債 務	61
未 決 済 為 替 貸	64	資 産 除 去 債 務	12
前 払 費 用	7	そ の 他 の 負 債	781
未 収 収 益	619	退 職 給 付 引 当 金	179
金 融 派 生 商 品	118	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	362
そ の 他 の 資 産	258	偶 発 損 失 引 当 金	121
有 形 固 定 資 産	12,837	繰 延 税 金 負 債	2,727
建 物	3,746	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,123
土 地	8,726	支 払 承 諾	834
リ ー ス 資 産	61	負 債 の 部 合 計	599,768
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	304	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	190	資 本 金	12,252
ソ フ ト ウ ェ ア	160	資 本 剰 余 金	10,844
リ ー ス 資 産	—	資 本 準 備 金	10,844
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	29	利 益 剰 余 金	7,459
前 払 年 金 費 用	132	利 益 準 備 金	441
支 払 承 諾 見 返	834	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,017
貸 倒 引 当 金	△ 4,691	繰 越 利 益 剰 余 金	7,017
		自 己 株 式	△ 124
		株 主 資 本 合 計	30,432
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,943
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,801
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,744
資 産 の 部 合 計	641,945	純 資 産 の 部 合 計	42,177
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	641,945

手形貸付のうち金融機関貸付金 — 百万円

借入金のうち金融機関借入金 — 百万円

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		13,592
資 金 運 用 収 益	10,553	
貸 出 金 利 息	8,759	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,747	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	19	
預 け 金 利 息	26	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	1,891	
受 入 為 替 手 数 料	579	
そ の 他 の 役 務 収 益	1,311	
そ の 他 業 務 収 益	63	
外 国 為 替 売 買 益	4	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
国 債 等 債 券 売 却 益	58	
そ の 他 経 常 収 益	1,084	
償 却 債 権 取 立 益	0	
株 式 等 売 却 益	794	
そ の 他 の 経 常 収 益	289	
経 常 費 用		10,658
資 金 調 達 費 用	304	
預 金 利 息	304	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
借 用 金 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	1,587	
支 払 為 替 手 数 料	142	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,444	
そ の 他 業 務 費 用	52	
国 債 等 債 券 売 却 損	0	
国 債 等 債 券 償 却	51	
営 業 経 費	7,862	
そ の 他 経 常 費 用	852	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	600	
株 式 等 売 却 損	12	
株 式 等 償 却	4	
そ の 他 の 経 常 費 用	234	
経 常 利 益		2,933

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失	4
固定資産処分損	4
税引前当期純利益	<u>2,929</u>
法人税、住民税及び事業税	890
法人税等調整額	72
法人税等合計	<u>963</u>
当期純利益	1,965

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役員取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
 - (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	資 本	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	評 価			換 算 差 額 等			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		資 本 準 備 金 計	資 本 剰 余 金 計			其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額		土 地 再 評 価 差 額	評 価 差 額	
当 期 首 残 高	12,252	10,844	10,844	352	5,493	5,845	△ 122	28,820	5,336	1,685	7,021	35,842			
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					94	94		94				94			
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	12,252	10,844	10,844	352	5,587	5,939	△ 122	28,914	5,336	1,685	7,021	35,936			
当 期 変 動 額															
利 益 準 備 金 の 積 立				89	△ 89	—		—				—			
剰 余 金 の 配 当					△ 446	△ 446		△ 446				△ 446			
当 期 純 利 益					1,965	1,965		1,965				1,965			
自 己 株 式 の 取 得							△ 1	△ 1				△ 1			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									4,606	116	4,722	4,722			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	89	1,430	1,519	△ 1	1,517	4,606	116	4,722	6,240			
当 期 末 残 高	12,252	10,844	10,844	441	7,017	7,459	△ 124	30,432	9,943	1,801	11,744	42,177			

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,714百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異（1,202百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスク回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の前平均残存勤務期間等を考慮した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 146 百万円減少し、利益剰余金が 94 百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 465 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 583 百万円、延滞債権額は 10,306 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,589 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,479 百万円であります。

なお上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,970 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,005 百万円
担保資産に対応する債務	預金	425 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 3,903 百万円及び預け金 0 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 114 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、22,209百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが22,209百万円であり、1年超のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,078百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,685百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は50百万円であります。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額 3,897百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 76百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	27 百万円
役員取引等に係る収益総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16 百万円
その他の取引に係る収益総額	－ 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	14 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	266 百万円
その他の取引に係る費用総額	－ 百万円

2. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 宮崎太陽 リース	直接 5%	役員の兼任・ ローン等に 係る保証委託	被債務保証	16,456	－	－

(注) 取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主

該当ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	314	10	－	324	(注)
合計	314	10	－	324	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社債	50	49	△0
	外国証券	500	446	△54
	小計	550	495	△54
合計		550	495	△54

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	465
関連法人等株式	—
合 計	465

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	18,073	6,662	11,411
	債券	66,349	65,094	1,255
	国債	41,860	40,920	940
	地方債	3,763	3,671	91
	社債	20,726	20,503	223
	外国証券	7,440	7,400	40
	その他	8,279	6,615	1,663
	小計	100,143	85,773	14,370
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	1,205	1,398	△192
	債券	8,627	8,639	△11
	国債	3,000	3,000	△0
	地方債	199	200	△0
	社債	5,427	5,439	△11
	外国証券	1,699	1,706	△6
	その他	1,161	1,194	△33
	小計	12,693	12,938	△244
合計		112,837	98,711	14,125

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	402
その他	587
合計	990

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,160	794	△12
債券	5,693	57	—
国債	5,292	56	—
地方債	—	—	—
社債	401	1	—
その他	—	—	—
合計	6,853	852	△12

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	4,159	百万円
退職給付引当金	545	
減価償却費	65	
有価証券有税償却	996	
その他	<u>456</u>	
繰延税金資産小計	6,223	
評価性引当額	<u>△4,251</u>	
繰延税金資産合計	1,971	
繰延税金負債		
資産除去債務	—	
その他有価証券評価差額金	△4,183	
退職給付信託設定益	<u>△516</u>	
繰延税金負債合計	△4,699	
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△2,727</u>	百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は341百万円減少し、その他有価証券評価差額金は467百万円増加し、法人税等調整額は126百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	547 円 80 銭
1 株当たりの純利益金額	33 円 66 銭

2 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	63,750	預 金	591,660
コールローン及び買入手形	—	借 用 金	302
買 入 金 銭 債 権	0	そ の 他 負 債	3,084
有 価 証 券	114,843	睡眠預金払戻損失引当金	362
貸 出 金	449,117	偶 発 損 失 引 当 金	121
リース債権及びリース投資資産	4,244	繰 延 税 金 負 債	3,224
そ の 他 資 産	2,147	再評価に係る繰延税金負債	1,123
有 形 固 定 資 産	13,008	支 払 承 諾	839
建 物	3,756	負 債 の 部 合 計	600,719
土 地	8,726	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	525	資 本 金	12,252
無 形 固 定 資 産	234	資 本 剰 余 金	10,844
ソ フ ト ウ ェ ア	163	利 益 剰 余 金	7,537
の れ ん	1	自 己 株 式	△ 126
リ ー ス 資 産	38	株 主 資 本 合 計	30,509
その他の無形固定資産	30	その他有価証券評価差額金	9,943
退職給付に係る資産	1,528	土 地 再 評 価 差 額 金	1,801
繰 延 税 金 資 産	14	退職給付に係る調整累計額	1,081
支 払 承 諾 見 返	839	その他の包括利益累計額合計	12,826
貸 倒 引 当 金	△ 4,717	少 数 株 主 持 分	958
		純 資 産 の 部 合 計	44,293
資 産 の 部 合 計	645,013	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	645,013

(記載上の注意)

「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	15,839
資 金 運 用 収 益	10,530
貸 出 金 利 息	8,733
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,751
コールローン利息及び買入手形利息	19
預 け 金 利 息	26
そ の 他 の 受 入 利 息	0
役 務 取 引 等 収 益	1,910
そ の 他 業 務 収 益	2,324
そ の 他 経 常 収 益	1,073
経 常 費 用	12,740
資 金 調 達 費 用	307
預 金 利 息	304
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借 用 金 利 息	2
役 務 取 引 等 費 用	1,575
そ の 他 業 務 費 用	2,155
営 業 経 費	7,860
そ の 他 経 常 費 用	841
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	587
そ の 他 の 経 常 費 用	254
経 常 利 益	3,098
特 別 損 失	4
固 定 資 産 処 分 損	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,094
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	920
法 人 税 等 調 整 額	84
法 人 税 等 合 計	1,005
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	2,088
少 数 株 主 利 益	105
当 期 純 利 益	1,983

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益	2,088
その他の包括利益	5,681
その他有価証券評価差額金	4,606
土地再評価差額金	116
退職給付に係る調整額	958
包 括 利 益	7,770
親会社株主に係る包括利益	7,665
少数株主に係る包括利益	105

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

4 [平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで]

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株			主			資			本			その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	資本	資本剰余金	資本剰余金	利益剰余金	自己株	株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額				
当期首残高	12,252	10,844	5,905	△ 124	28,878	5,336	1,685	122	7,144	853	36,876								
会計方針の変更による累積的影響額			94		94						94					94			
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,252	10,844	6,000	△ 124	28,973	5,336	1,685	122	7,144	853	36,971								
当期変動額																			
剰余金の配当			△ 445		△ 445						△ 445					△ 445			
当期純利益			1,983		1,983						1,983					1,983			
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1					△ 1			
自己株式の処分			△ 0		0						0					0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						4,606	116	958	5,681	104	5,786								
当期変動額合計	—	—	1,537	△ 1	1,535	4,606	116	958	5,681	104	7,322								
当期末残高	12,252	10,844	7,537	△ 126	30,509	9,943	1,801	1,081	12,826	958	44,293								

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動事由ごとに記載することができる。
- その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度期首残高、連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。
- 週及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該週及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結会計年度末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15 年～50 年
その他	5 年～6 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 10,714 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異(1,202 百万円) : 主として 15 年による按分額を費用処理して
おります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

当行は貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の前平均残存勤務期間等を考慮した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が146百万円減少し、利益剰余金が94百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成 25 年 9 月 13 日）

（1）概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

（2）適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、未定であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社等の株式（及び出資金）を除く） 457 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 583 百万円、延滞債権額は 10,320 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,589 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、14,492 百万円であります。

なお上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,970 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,005 百万円

担保資産に対応する債務

預金 425 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 3,903 百万円及び預け金 0 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 114 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,706 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 20,706 百万円、1 年超のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,078 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,754 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は50百万円であります。
13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損 12 百万円を含んでおります。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	6,996	百万円
組替調整額	<u>△782</u>	〃
税効果調整前	6,214	〃
税効果額	<u>△1,607</u>	〃
その他有価証券評価差額金	<u>4,606</u>	〃
土地再評価差額金：		〃
当期発生額	—	〃
組替調整額	<u>—</u>	〃
税効果調整前	—	〃
税効果額	<u>116</u>	〃
土地再評価差額金	<u>116</u>	〃
退職給付に係る調整額：		〃
当期発生額	1,359	〃
組替調整額	<u>42</u>	〃
税効果調整前	1,401	〃
税効果額	<u>△443</u>	〃
退職給付に係る調整額	<u>958</u>	〃
その他の包括利益合計	<u>5,681</u>	〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424	—	—	53,424	
A種優先株式	26,000	—	—	26,000	
合 計	79,424	—	—	79,424	
自己株式					
普通株式	317	10	0	328	(注)
合 計	317	10	0	328	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	132百万円	2.50円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日
	A種優先株式	91百万円	3.525円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	132百万円	2.50円	平成26年 9月30日	平成26年 12月2日
	A種優先株式	89百万円	3.425円	平成26年 9月30日	平成26年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当 の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	132百万円	利益剰余金	2.50円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
	A種優先株式	89百万円	利益剰余金	3.425円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とした金融サービス事業を行っており、また有価証券への投資を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金によって資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

また、当行の一部の連結子会社には、リース業務を行う子会社や有価証券を保有する子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、16.5%は不動産・物品賃貸業に対するものであり、当該不動産・物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい外国証券（デリバティブが内包されている仕組債券）1,106百万円が含まれております。

また、長期固定金利貸出金及び預金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。当行では、この金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信に関する諸規定及び信用リスクに関する方針、基準に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及び経営企画部リスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理ポリシーにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握の確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的に

は経営企画部リスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

ロ. 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、マッチングを基本とし、外国為替のエクスポージャーを極力抑えることとしております。

ハ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。運用は証券国際部において行っており、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、円金利スワップ取引規定及びヘッジ取引管理基準に基づき実施されております。

ホ. 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統合VaRを金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日（但し、満期保有目的債券については240日）、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）を採用しております。

平成27年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で15,919百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行する体制を構築しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	63,750	63,750	—
(2) コールローン	—	—	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	550	495	△54
その他有価証券	112,837	112,837	—
(4) 貸出金	449,117		
貸倒引当金(*1)	△4,683		
	444,434	450,596	6,162
(5) リース債権及びリース投資資産	4,244	4,596	351
資産計	625,816	632,276	6,460
(1) 預金	591,660	591,889	229
負債計	591,660	591,889	229
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	118	118	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	118	118	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しており、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

これらは、残存期間が短期間（3ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(5) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1) (*2)	411
②その他 (*3)	1,044
合計	1,455

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	55,041	—	—	—	—	—
コールローン	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	0	—
有価証券	21,603	16,504	20,009	24,613	6,506	367
満期保有目的の債券	—	—	50	—	500	—
その他有価証券のうち満期があるもの	21,603	16,504	19,959	24,613	6,006	367
貸出金 (*)	70,875	69,901	62,255	43,337	51,457	113,099
合計	147,520	86,406	82,264	67,951	57,964	113,466

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない10,890百万円、期間の定めのないもの27,301百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	509,618	53,299	28,742	—	—	—
合計	509,618	53,299	28,742	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	50	49	△0
	外国証券	500	446	△54
	小計	550	495	△54
合計		550	495	△54

3. その他有価証券 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,073	6,662	11,411
	債券	66,349	65,094	1,255
	国債	41,860	40,920	940
	地方債	3,763	3,671	91
	社債	20,726	20,503	223
	外国証券	7,440	7,400	40
	その他	8,279	6,615	1,663
	小計	100,143	85,773	14,370
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,205	1,398	△192
	債券	8,627	8,639	△11
	国債	3,000	3,000	△0
	地方債	199	200	△0
	社債	5,427	5,439	△11
	外国証券	1,699	1,706	△6
	その他	1,161	1,194	△33
	小計	12,693	12,938	△244
合計		112,837	98,711	14,125

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,162	794	△12
債券	5,693	57	—
国債	5,292	56	—
地方債	—	—	—
社債	401	1	—
その他	—	—	—
合計	6,854	852	△12

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.37%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 32.82%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は 1 百万円減少し、繰延税金負債は 392 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 467 百万円増加し、法人税等調整額は 126 百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は 52 百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 116 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	569円64銭
1株当たりの当期純利益金額	34円00銭

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	地域・店舗	時期			カード枚数
1	2 4	5	6	7	10 11 14	年	月	区分	19 20 22
0	380	1	0	0 5 9 1	0 0 0 0	2 7	0 3	6	0 0 2

[国内基準に係る単体自己資本比率]

項目	コード	信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
		当期末	前期末	当期末	前期末
			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
(単位：百万円)					
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		30,210		28,595	
うち、資本金及び資本剰余金の額		23,097		23,097	
うち、利益剰余金の額		7,459		5,845	
うち、自己株式の額(△)		124		122	
うち、社外流出予定額(△)		221		224	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,602		1,580	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,602		1,580	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		1,184		1,316	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		32,997		31,492	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		4	16	—	19
うち、のれんに係るものの額		—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		4	16	—	19
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—	—	—
適格引当金不足額		—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—	—
前払年金費用の額		26	106	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		275	1,102	—	1,772
特定項目に係る10%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		306		—	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	010	32,691		31,492	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		332,910		325,939
資産（オン・バランス）項目		332,129		325,140
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,224		1,792
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額		16		19
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		—		—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		106		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		1,102		1,772
うち、上記以外に該当するものの額		—		—
オフ・バランス項目		771		799
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		10		0
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		19,926		19,985
信用リスク・アセット調整額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	020	352,837		345,925
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		9.26%		9.10%

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 5 遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

カード区分	計表番号	勘定区分	業 態	銀行番号	(地域・店番)	時 期	カード枚数
1	2 4	5	6	7	10 11 14	年 月 区分	19 20 22
0	652	1	0	05	01	2 7 0 3 6	002

[国内基準に係る連結自己資本比率]

項 目	コード	信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
(単位：百万円)					
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		30,287		28,653	
うち、資本金及び資本剰余金の額		23,097		23,097	
うち、利益剰余金の額		7,537		5,905	
うち、自己株式の額(△)		126		124	
うち、社外流出予定額(△)		221		225	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		216		—	
うち、為替換算調整勘定		—		—	
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額		216		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,605		1,590	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,605		1,590	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		1,184		1,316	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		862		853	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		34,156		32,413	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		4	16	—	21
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		4	16	—	21
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—	—	—
適格引当金不足額		—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—	—
退職給付に係る資産の額		305	1,223	—	—
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		280	1,121	—	1,766
特定項目に係る10%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		590		—	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	010	33,565		32,413	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額		335,586		327,510
資産（オン・バランス）項目		334,804		326,708
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		2,361		1,787
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額		16		21
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		—		—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額		1,223		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		1,121		1,766
うち、上記以外に該当するものの額		—		—
オフ・バランス取引等項目		772		800
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		10		0
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		20,202		19,849
信用リスク・アセット調整額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	020	355,789		347,359
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（二））		9.43%		9.33%

（記載上の注意）

- 1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 5 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

計表ID	FN001	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2015	5
金融機関コード	0591	
金融機関名	宮崎太陽銀行	
担当部署	経営企画部	

末 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)
(平成27年5月末現在)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現 金 預 け 金	16058014	38,513	預 当 座 預 金	16059824	582,993
現 (うち切手手形)	16058024	8,701	普 通 預 金	16059844	7,550
外 国 通 貨	16058034	(47)	貯 蓄 預 金	16059854	280,330
預 け 金	16058044	8	通 知 預 金	16109974	3,344
(うち日銀預け金)	16058074	29,802	定 期 預 金	16059864	515
(うち譲渡性預け金)	16058094	(29,384)	定 期 積 立 金	16059904	284,375
コ ー ル 一 ン	16058104	()	別 段 積 立 金	16059944	3,933
買 入 先 勤 定 金	16058124	15,000	納 税 準 備 預 金	16059874	2,664
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	16151044		非 居 住 者 円 預 金	16059884	60
買 入 手 形	16178174		外 貨 預 金	16059974	
買 入 金 銭 債 権	16058134		(金融機関預金)	16059984	217
商 品 有 価 証 券	16058184	0	譲 渡 性 預 金	16060004	(2,201)
商 品 地 方 債	16058224	6	コ ー ル マ ネ ー	16060054	
商 品 政 府 保 証 債	16058234	4	売 現 先 勤 定 金	16060064	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	16058244	1	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	16151074	
金 銭 の 信 託	16058254		売 渡 手 形	16060074	
有 価 証 券 債	16140994		コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	16141004	
(うち手元現在高)	16058114		借 用 金	16060094	2
地 方 債	16058264	103,278	再 割 引 手 形	16060104	
短 期 社 債	16058274	45,298	(うち日銀再割引手形)	16060114	()
社 債	16058284	(41,775)	借 入 金	16060124	2
(公社公団債)	16058294	3,871	(うち日銀借入金)	16060134	()
(金融債)	16178184		当 座 借 越 替	16060144	
(事業債)	16058304	26,070	外 国 他 店 為 替	16060164	
株 式	16058314	4,598	外 国 他 店 預 り	16060174	
外 国 証 券	16058324	(4,604)	外 国 他 店 借 入	16060184	
そ の 他 の 証 券	16058334	(16,867)	売 渡 外 国 為 替	16060194	
貸 出 手 形	16058344	8,401	未 払 外 国 為 替	16060204	
(うち商業手形)	16058354	10,208	短 期 社 債	16178204	
貸 付 金	16058404	9,428	新 株 予 約 権 付 社 債	16139294	
(手形貸付)	16058444	452,364	信 託 勤 定 借	16060024	
(証書貸付)	16058494	3,014	そ の 他 借 入	16060214	
(当座貸越)	16058514	449,349	未 決 済 為 替 借	16060224	1,942
外 国 他 店 預 け	16058534	(11,386)	未 払 法 人 税 等	16060234	300
外 国 他 店 貸 借	16058554	(406,866)	未 払 費 用	16060304	759
買 入 外 国 為 替	16058564	(31,096)	前 受 取 益	16060314	
取 立 外 国 為 替	16058574	△ 35	従 業 員 預 り 金	16060324	
そ の 他 の 資 産	16058584	△ 35	給 付 補 填 備 金	16060334	
未 決 済 為 替	16058594		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	16060344	0
前 払 費 用	16058604	5	先 物 取 引 差 金 勘 定	16097964	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	16058614		借 入 商 品 債 券	16097974	
先 物 取 引 差 金 勘 定	16058624	371	借 入 有 価 証 券	16097984	
保 管 有 価 証 券 等	16058634	100	借 付 商 品 債 券	16060354	
金 融 派 生 商 品	16058644		売 付 商 品 債 券	16109854	
社 債 発 行 費	16058654	5	金 融 派 生 商 品	16109864	
リ ー ス 投 資 資 産	16097924		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	16151084	
代 理 店 貸 金	16097934		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	16321864	
そ の 他 の 資 産	16097944		リ ー ス 債 務	16312794	58
有 形 固 定 資 産	16151054		資 産 除 去 債 務	16318594	12
建 物	16321854		代 理 店 借 入	16060364	2
土 地	16149934		未 払 配 当 金	16060384	12
リ ー ス 資 産	16060244		未 払 送 金 為 替	16060244	0
建 設 仮 勤 定 資 産	16321724		預 金 利 子 税 等 預 り 金	16060394	12
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16058724		仮 受 取 金	16060404	146
無 形 固 定 資 産	16058714	82	そ の 他 の 負 債	16060414	636
ソ フ ト ウ ェ ア	16058734	183	本 支 店 未 達 金	16060254	
の れ こん	16058674		賞 与 引 当 金	16162594	
リ ー ス 資 産	16192024	12,842	役 員 賞 与 引 当 金	16188634	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16192034	3,749	退 職 給 付 引 当 金	16060524	35
前 払 年 金 費 用	16192044	8,726	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	16311584	
繰 延 税 金 資 産	16312774	61	そ の 他 の 引 当 金	16060534	484
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	16058834		特 別 法 上 の 引 当 金	16060544	
支 払 承 諾 返 金	16192054	305	繰 延 税 金 負 債	16146184	516
貸 倒 引 当 金	16192064	216	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16147214	1,123
投 資 損 失 引 当 金	16192074	186	支 払 承 諾	16060574	897
	16192084		純 資 産	16060594	32,233
	16312784		資 本	16060604	12,252
	16192094	29	新 株 式 申 込 証 拠 金	16192114	
	16327664		資 本 剰 余 金	16178214	10,844
	16146174	1,971	資 本 剰 余 金	16060634	10,844
	16147204		そ の 他 資 本 剰 余 金	16165514	
	16058884	897	利 益 剰 余 金	16178254	7,459
	16060504	△ 4,691	利 益 準 備 金	16060644	441
	16149944		そ の 他 利 益 剰 余 金	16192124	7,017
			積 立 金	16060664	
			繰 越 利 益 剰 余 金	16192134	7,017
			自 己 株 式	16162604	△ 124
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金	16192144	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16151104	
			繰 延 ヘ ッ プ 損 益	16192154	
			土 地 再 評 価 差 額 金	16147224	1,801
			新 株 予 約 権 益	16192164	
			期 中 損 益	16060744	506
合 計	16058894	620,736	合 計	16060754	620,736